

令和6年度 全国こども政策主管課長会議

令和7年3月
こども家庭庁成育局
成育基盤企画課

《 目 次 》

I . 令和7年度予算案について	
1. 保育士修学資金等貸付事業の改正事項について.....	5
2. 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業の改正事項について.....	6
3. 保育士キャリアアップ研修事業等の単価の設定について.....	7
4. 保育の質の向上のための研修等事業.....	8
5. 新規卒業者の確保、就労支援事業.....	9
II . 地域限定保育士の一般制度化について.....	11
III . 保育士・保育教諭について	
1. 特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等について.....	13
2. 保育士登録特定登録取消者管理システムについて.....	14
3. 保育教諭の特例措置の延長について.....	15
4. 保育士登録事務における国家資格等情報連携・活用システムの導入について.....	23
IV . 「はじめの100か月の育ちビジョン」について.....	27

《 目 次 》

V. 保育所等における保育の質の確保・向上について

1. 地域における保育の質の向上の体制整備調査研究について…………… 32
2. 保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領について…………… 37
3. 保育実践充実推進のための中央セミナーについて…………… 40
4. 幼保小連携について…………… 41
5. 保育所等における自己評価について…………… 45
6. 保育所等における第三者評価について…………… 47
7. 保育所における感染症対策ガイドラインについて…………… 48
8. 保育所におけるアレルギー対応について…………… 49
9. 保育所等における障害のあるこどもへの理解について…………… 50
10. 保育所等における外国籍等のこどもの保育について…………… 53
11. 保育所等における在園児の保護者への子育て支援について…………… 57
12. 「生命（いのち）の安全教育」について…………… 58

I. 令和7年度予算案について

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和7年度予算案 464億円の内数 + 令和6年度補正予算額 93億円の内数 (令和6年度当初予算額459億円の内数)

事業の目的

- 保育士等保育人材の増加傾向の維持を目指し、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

事業の概要

<p>1. 保育士修学資金貸付 (個人向け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○ 卒業後、5年間の実務従事(貸付を受けた都道府県の施設)により返還を免除 ※貸付決定者数 4,386人(令和5年度実績) <p>【見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養成施設に通う、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とすることにより、養成施設卒業者の保育所等への就職率向上を図る。<令和6年度補正予算> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付額(上限) ア 学費 5万円(月額) イ 入学準備金 20万円(初回に限る) ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る) <p><small>※就職準備金のみの貸付の場合は、最終学年進級時に貸付</small></p> エ 生活費加算 4~5万円程度(月額) <p><small>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ※貸付期間：最長2年間
<p>2. 保育補助者雇上支援 (事業者向け) ※幼保連携型認定こども園対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付 ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 ※貸付決定者数 137人(令和5年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間：最長3年間 ○ 保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間：最長3年間
<p>3. 未就学児をもつ保育士の 保育所復帰支援 (個人向け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,453人(令和5年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間：1年間
<p>4. 潜在保育士の再就職支援 (個人向け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,413人(令和5年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付額(上限) 就職準備金 40万円
<p>5. 未就学児を持つ保育士の 子どもの預かり支援 (個人向け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身のこどもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○ 2年間の勤務により返還を免除 ※貸付決定者数 6人(令和5年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間：2年間

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助割合】 国：9/10、都道府県・指定都市：1/10

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 指定保育士養成施設を卒業予定の学生に対する保育所等への就職を促すための取組や、中高校生段階から就職時期までに渡って一貫して保育士としてのキャリア選択を後押しするための組織的な取り組みを積極的に行っている養成施設に対し、就職促進及びキャリア教育等のための費用を助成することで新卒者の保育所等への就職促進を図ることを目的とする。

事業の概要

保育士養成施設に対する就職促進、キャリア教育等支援のための、指定保育士養成施設が組織的に実施する以下の取組に要した費用の一部を支援する。【見直し】

- ・ 中高校生等に対する保育体験講座等の中高と連携した取り組みの実施
- ・ 学生に対する実習以外の保育現場を体験する機会の提供
- ・ 保育職の魅力を伝えるキャリア教育・教科目の実施
- ・ 卒業生へのアフターフォローや保育士・保育所支援センターと連携した就職支援の実施

実施主体等

【実施主体】 都道府県

【補助基準額】 1か所当たり年額1,047千円 【見直し】

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／2

〈子ども・子育て支援体制整備総合推進事業〉

令和7年度予算案 29億円の内数 (26億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るための保育士等キャリアアップ研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、保育士等の専門性の向上を図り、キャリアアップの仕組みを構築することを目的とする。

事業の概要

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づき実施される研修を本事業の対象とする。

実施主体等

【実施主体】 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関

【補助基準額】

受講者1人当たり14千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／2

<子ども・子育て支援体制整備総合推進事業>

令和7年度予算案 29億円の内数 (26億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育の質の向上を図るための研修等の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

事業の概要

- (1) 保育の質の向上のための研修事業
保育の質の向上を図るため、保育所の職員等を対象とする研修を実施する。
- (2) 保育士試験合格者に対する実技講習事業
保育士試験により保育士資格を取得した、保育所等での勤務経験がない者に対し、実技講習を実施する。
- (3) 保育実習指導者に対する講習事業
保育実習指導者を対象とし、より効果的な保育実習の実施方法を習得するため、以下に掲げる内容に関する講習を行う。
 - ア 保育実習における学生への指導
 - イ 保育実習計画の策定
 - ウ 実習施設と指定保育士養成施設が連携して取り組むべき事項

実施主体等

【実施主体】 都道府県又は市町村

【補助基準額】

- (1) 受講者1人当たり11千円
- (2)、(3) 受講者1人当たり19千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県又は市町村：1／2

＜子ども・子育て支援体制整備総合推進事業＞

令和7年度予算案 29億円の内数 (26億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育士の人材確保を図るため、指定保育士養成施設の学生等や保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設等（以下「保育所等」という。）に勤務していない保育士資格を有する者（以下「潜在保育士」という。）に対し、就職促進のための研修等を実施することにより、保育人材を安定的に確保し、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

事業の概要

保育士の人材確保を図るため、次の（１）～（３）の取組に要する費用の一部を補助する。

- （１）指定保育士養成施設の学生等を対象とした人材確保の取組
- （２）保育所等の経営者・管理者や保育士に対する就業継続支援研修
- （３）潜在保育士の再就職を支援する研修

実施主体等

【実施主体】 都道府県又は市町村

【補助基準額】

（１）指定保育士養成施設の在学生に対する就職説明会

参加者100人未満 1回当たり172,000円

参加者100人以上 1人当たり5,000円

指定保育士養成施設の在校生と保育所に勤務する保育士との交流会 1回当たり67,000円

（２）就業継続支援研修 研修1回当たり175,000円

（３）潜在保育士の再就職を支援する研修 研修1回当たり175,000円

【補助割合】 国：1／2、都道府県又は市町村：1／2

Ⅱ．地域限定保育士の一般制度化について

施行日：令和7年10月1日

①制度の現状・背景

- 地域における保育人材確保のため、平成27年度に、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、地域限定で保育士と同様に業務を行うことを可能とする、いわゆる「地域限定保育士制度」を創設。
- 上記の制度が創設された当時は、通常の保育士試験の実施回数は年間1回だったが、その後年間2回実施の取組みが広がり、平成29年度以降は全ての都道府県において年間2回試験を実施。
- 保育人材の確保は、全国的な課題であるが、その状況には地方公共団体間に差がある。特に不足するおそれ大きい地域について、集中的に保育人材確保に取り組むことができるようにすることが必要。

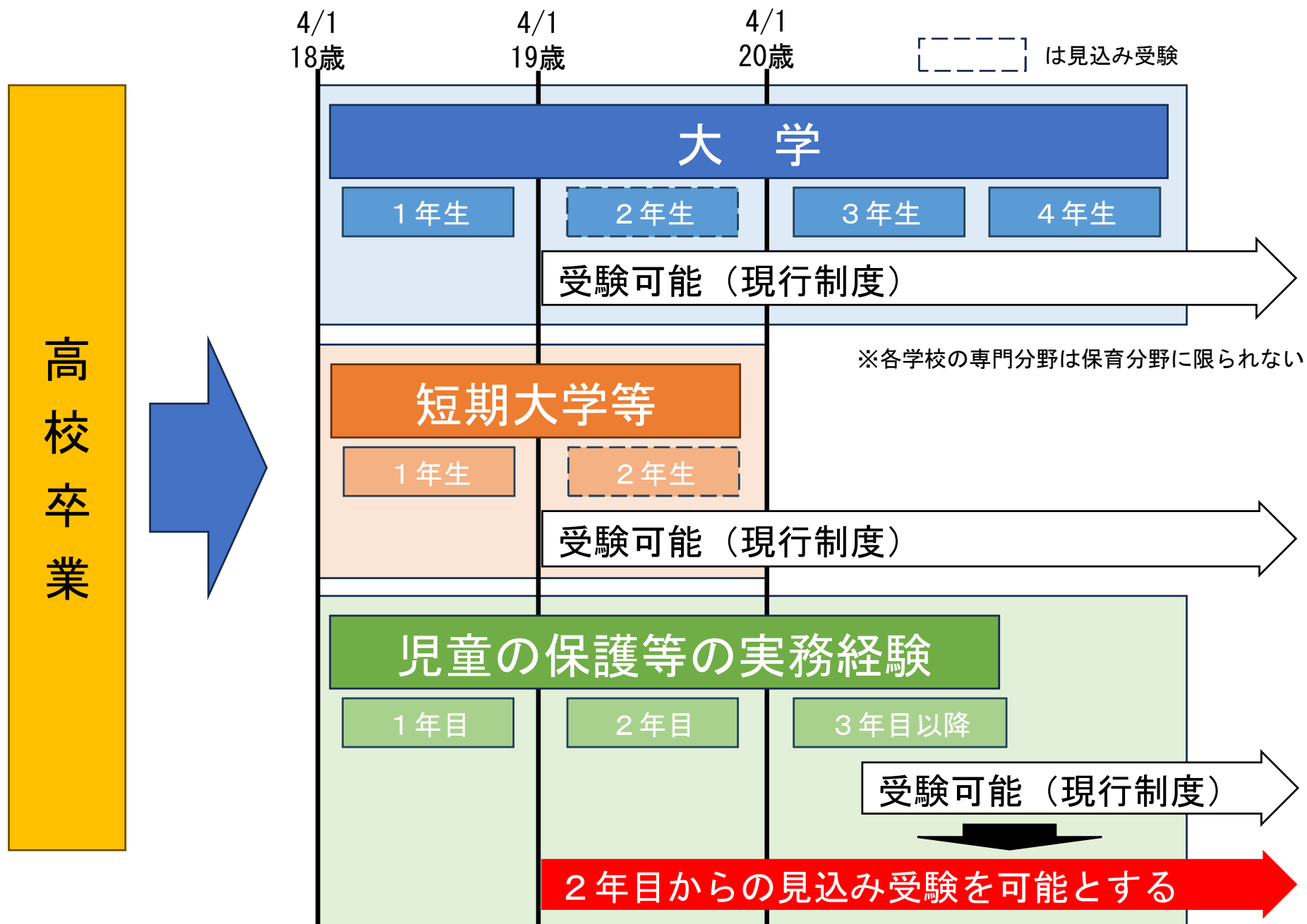
②改正内容（案）

- 国家戦略特別区域法に基づく特例措置である「地域限定保育士制度」を一般制度化し、**特定の都道府県又は指定都市においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度を児童福祉法上に創設**する。
- 都道府県又は指定都市が地域限定保育士制度を活用しようとするときは、**保育士の確保のための措置を講じてもなおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいことを証する書類等を添付**して、「試験実施方法書」により内閣総理大臣に申請する。
- **内閣総理大臣は、地域限定保育士としての必要な知識及び技能を判定する試験として適当であることを確認の上、「試験実施方法書」を認定（※1）、認定を受けた都道府県等が地域限定保育士試験を実施。**
 - （※1）指定都市が認定を受けるためには、あらかじめ都道府県知事の同意を要することとする。
- 一般社団法人や一般財団法人に限らず、**法人一般を指定試験機関として指定できるものとする（※2）**。
 - （※2）一般社団（財団）法人以外に判定に関する事務を行わせる場合、内閣総理大臣の同意を要することとする。
- 地域限定保育士の登録後**3年を経過した者のうち、地域限定保育士として一定の勤務経験（※3）がある者は、申請によって、全国で働くことのできる通常の保育士の登録が受けられる**ようにする。
 - （※3）1年間の勤務経験とすることを想定。

Ⅲ. 保育士・保育教諭について

保育士試験受験時期の早期化の概要

現行制度においては、大学、短期大学等で在学2年目の者に見込み受験が認められている一方、保育現場で実務経験を積んでいる者には見込み受験が認められていない。保育士確保の観点から、高卒の実務経験者においても2年目からの見込み受験を認めることとし、保育士試験受験時期の早期化を図る。



保育士特定登録取消者管理システムの運用状況等

- ・児童福祉法の令和4年6月改正により、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報をデータベース化。令和6年4月1日から運用開始。
- ・施設・事業者等に対し、**保育士を任命・雇用しようとするときは同データベースを活用することを義務付け。**

【現在の運用状況】（令和6年4月1日時点）

・保育士特定登録取消者件数	97件
・保育士特定登録者管理システム利用者登録件数	26,142件

【運用における留意事項】

○令和7年4月採用者に係るデータベース活用の徹底

⇒採用が集中する4月1日付け採用の保育士について、データベースを活用・確認し、採用の判断を行うことが必要。

（参考）「任命権者等は、保育士を任命し、又は雇用しようとするとき、具体的には、採用内定予定者である保育士についてのみ行うこととする。」

（令和5年3月27日付け子発0327第5号厚生労働省子ども家庭局長通知「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」）

○令和7年4月新設の施設・事業者におけるデータベース活用の周知

⇒令和7年4月に設置認可等を受ける事業者についても、データベースへの登録及びその活用について周知が必要。

※新規ID登録申請用のURLは都道府県・市区町村から当該事業者宛てに取扱注意で共有。

【その他補足事項】

○労働者派遣事業により受け入れる保育士の取り扱いについて

労働者派遣事業により施設等が受け入れる保育士については、施設等と雇用契約を結ばないことになるが、派遣事業者はデータベースの活用対象としていないため、例外的に施設側で検索を行うこととする。

（参考）令和6年7月19日付け事務連絡「労働者派遣事業により派遣される保育士の受け入れに係る保育士特定登録取消者管理システムでの取り扱いについて」

○各アカウントにおける施設情報登録の作業依頼について

アカウントの適正管理のため、各利用者が管理する施設情報の入力依頼中。施設情報整理の上、自治体宛て確認依頼を送付予定。（3/3時点 入力済施設割合：36%）

（参考）令和7年1月6日付け事務連絡「保育士特定登録取消者管理システムに係る施設情報登録について（依頼）」

**幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで
幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例等の期限の延長**
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法)

現
行

○幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等は、**幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要。**

特例措置※

※令和6年度末まで
認定こども園法一部改正法
施行から10年間

(1) 幼稚園免許状・保育士資格の**いずれか一方**の免許状・資格のみで**保育教諭等となる**ことができる。

(2) 免許状・資格の**一方のみ**を持ち、一定の勤務経験を有する者は、一定の**単位を修得**すること等で、**もう一方の免許状・資格を取得**できる。

支障

○**特例措置の期限が到来し、幼保連携型認定こども園で保育教諭等の確保が困難になるおそれ。**

併有する保育教諭等の割合は近年着実に改善しているが、一方で、**施設数の増加に伴い、いずれか一方のみを有する職員数自体は令和4年4月1日時点で1万2千人程度。**
(幼保連携型認定こども園の保育教諭等の8%)

施行日：
①公布の日(令和6年6月19日)
※特例措置(1)(2)を5年間延長
②令和9年4月1日 ※特例措置(1)の対象から主幹保育教諭・指導保育教諭を除く

見
直
し
後

特例を5年間延長

・ただし、いずれか一方の免許状・資格のみで**主幹保育教諭・指導保育教諭**となることができる特例の延長は**2年間**とする。

※併有に向けた制度の周知、各施設における人事計画の策定、併有状況の公表などを通じ、特例期間内に併有が促進されるよう取り組む。



効果

○**当面の保育の受け皿・保育人材の確保が図られる**



○**特例期間内に保育教諭等に必要な資格の取得について各施設、自治体で計画的な取り組みが可能に**

法改正に関連した制度的な対応

1. 幼保連携型認定こども園で勤務する副園長又は教頭についての配置基準上の資格要件の特例の延長

幼保連携型認定こども園で勤務する副園長又は教頭が、幼稚園免許状・保育士資格のいずれか一方の免許状・資格のみで園児の教育及び保育に直接従事する職員として配置基準上算定することができる特例について、指導・管理的な立場の職員であり教育・保育の両方の専門性を有する必要性がより高いこと等を踏まえ、主幹・指導保育教諭と同様、令和9年3月末までの2年間延長する府省令改正を行った（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）の一部改正）。

2. 幼稚園教諭免許状のみを保有する保育教諭等の保育士資格の取得要件の緩和の特例の延長

幼稚園教諭免許状を取得している職員について、

(i) 幼稚園、認定こども園、保育所等において3年以上かつ4,320時間以上従事し、指定保育士養成施設において8単位を修得した場合に保育士資格を取得可能とする特例、

(ii) (i)の特例の勤務経験に係る要件を満たした上で更に幼保連携型認定こども園において保育教諭等として2年以上かつ2,880時間以上従事した場合については、修得すべき当該8単位のうち2単位を修得したものとみなす特例

について、令和12年3月末まで延長する法令等改正を行った（「児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準」（平成26年3月31日厚生労働省告示第172号）、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12

月9

日雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部改正）。

法改正に関連した制度的な対応

3. 計画的な免許・資格取得を促すためのその他の取組み

特例による保育教諭等がもう一方の免許・資格を計画的に取得できるよう、所轄庁・園長等に対し、以下①～④などの取組の実施を促す通知を発出した。

- ① 期間内に認定こども園に勤務するすべての職員が併有できるよう、2. の取得要件の緩和の特例の周知及び積極的な活用を促すこと、単位の履修を行いやすい環境整備（※1）に取り組むこと。特に、特例の延長期間が2年となっている、主幹保育教諭・指導保育教諭等については、優先して資格等の取得がなされるよう計画すること。

※1 ・特例による単位取得を行おうとする者の科目履修に支障の出ないように、各施設等における勤務時間の調整を行う
・保育士資格取得支援事業を活用し、科目履修者に対する受講料の支援及び代替職員を確保することにより、短期間に集中して科目履修を行うことのできる時間の確保 等

- ② 免許・資格の併有ができていない保育教諭等が、特例措置の期間内（令和11年度末）に計画的にもう一方の免許・資格を取得することを促進するため、各施設長等が人事計画（※2）を策定し、これに基づく取組の実施を促すとともに、この人事計画に基づく取組の実施状況について、施設監査の確認項目として位置づけ、所轄庁が監査にあたって適切に確認を行うこと。

※2 人事計画の内容としては、免許・資格を併有していない保育教諭等の免許・資格を取得させる時期・方法、取得期間中の施設運営上の影響を踏まえた職員配置計画、代替職員の採用についての計画 等を記載することが考えられる。

- ③ 各園における保育教諭等の免許・資格の併有状況について、子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)上に公表することができるよう、システムの改修を行うこととし、各施設における積極的な公表を求める。(公表イメージについて以下参照)

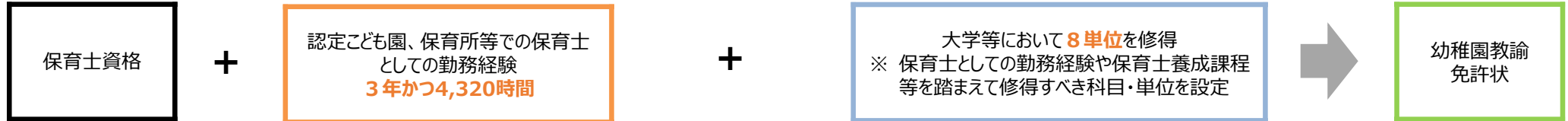
従業員の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況	
幼稚園教諭免許と保育士免許の併有が必要な従業者数 [単位：人]	〇〇
うち、併有している従業者数 [単位：人]	〇〇

- ④ 幼保連携型認定こども園における保育教諭等の免許・資格の併有状況について、定期的な報告を求めること。

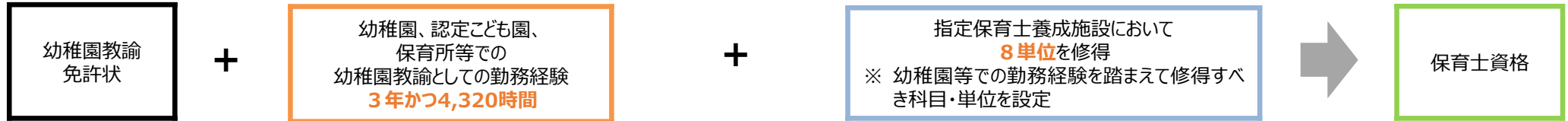
◆ いずれか一方の免許・資格のみの保育教諭等が**もう一方の免許・資格を取得するための要件を緩和する特例も令和11年度末まで延長**されました。

免許・資格の併有促進（3年特例）

【幼稚園教諭免許状】保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減

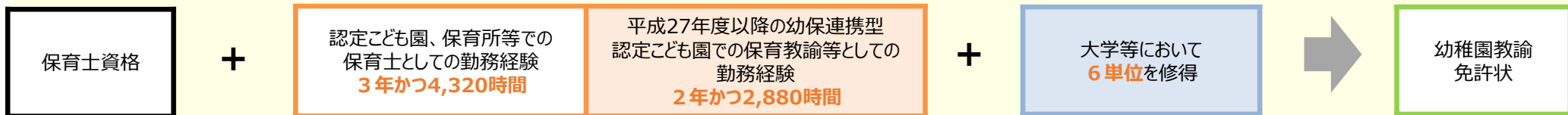


【保育士資格】幼稚園教諭としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減

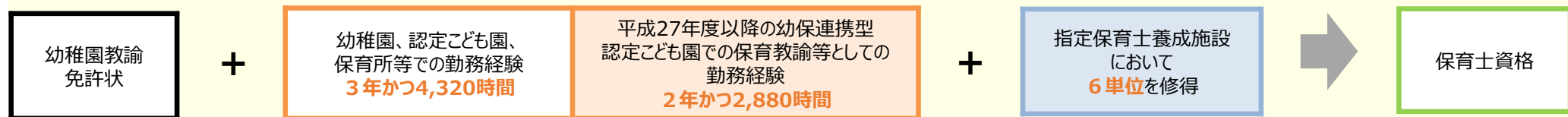


免許・資格の更なる併有促進策（幼保2年特例）

【幼稚園教諭免許状授与の更なる特例】



【保育士資格取得の更なる特例】



現行特例の「3年かつ4,320時間」に勤務経験を**上乘せ**

現行特例のうち更に「**2単位**」分の科目について修得したものとみなす

現行特例の「3年かつ4,320時間」に勤務経験を**上乘せ**

現行特例のうち更に「**2単位**」分の科目について修得したものとみなす

- ◆ 免許・資格の併有ができていない方からは、**特例対象講座・科目の開設を行っている学校等が近くにない**、認定こども園で**働きながら受講できる**よう配慮して欲しいといったご意見もお伺いいたします。
- ◆ 都道府県設に置かれましては、特例の延長期間（令和11年度末まで）の間に、免許・資格の併有が促進されるよう、幼稚園教諭免許状を取得できる大学・短期大学及び指定保育士養成施設に対し、**特例対象講座・科目の積極的な開設への働きかけをお願いいたします。**

特例対象講座・科目の開設大学・短期大学等数（令和6年度）

	学校種別	3年特例 (8単位)	幼保2年特例 (6単位)	一部科目のみ
幼稚園教諭 免許状取得	大学	7か所	2か所	5か所
	短期大学	3か所	1か所	1か所
保育士資格 取得	大学	7か所	2か所	—
	短期大学	6か所	3か所	
	専門学校	7か所	2か所	

(参考) 保育士資格取得の所要資格の特例の科目と単位数について

修得が必要な特例教科目			(参考) 指定保育士養成施設で修得した教科目
科目名	3年特例	幼保2年特例	
福祉と養護 (講義)	2単位	2単位	社会福祉
			子ども家庭福祉
			社会的養護Ⅰ
子ども家庭支援論 (講義)	<u>2単位</u>	1単位	子ども家庭支援論
			子育て支援
保健と食と栄養 (講義)	2単位	2単位	子どもの保健
			子どもの食と栄養
乳児保育 (演習)	<u>2単位</u>	1単位	乳児保育Ⅰ
			乳児保育Ⅱ
合計単位数	<u>8単位</u>	6単位	—

※ 幼保2年特例は、幼保連携型認定こども園における実務経験を評価するものであることから、幼保連携型認定こども園が制度上担うこととされている乳児保育や子育て支援に関する実践を活かして、授業内容と結びつけることが適当である。また、特例教科目全体を通じて保育所保育指針に基づく保育及び子育て支援についての理解を深めることを念頭に置き、各特例教科目の講義・演習を実施することが求められる。

(「指定保育士養成施設指定基準について」(平成15年12月19日付け雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)別添3)

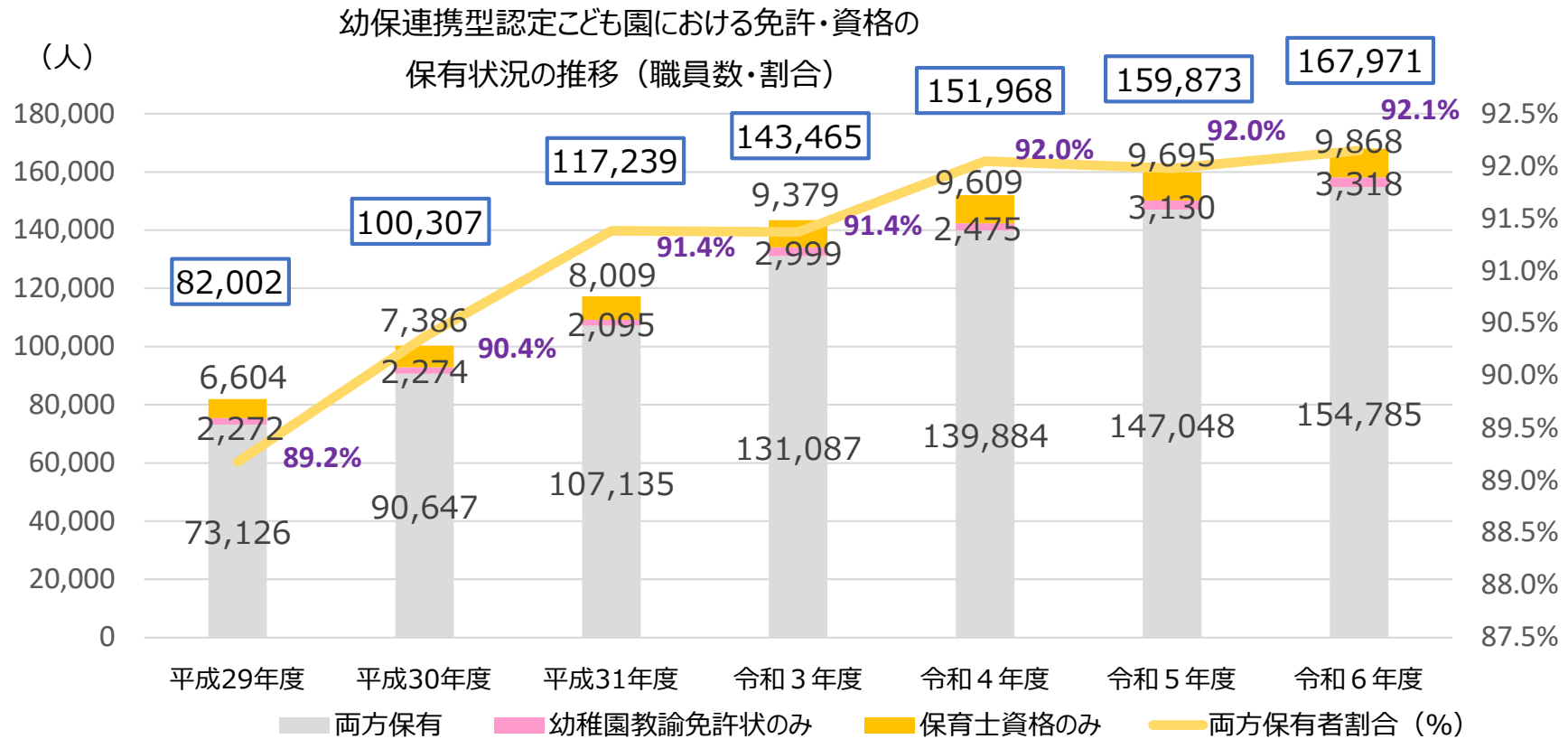
(参考) 幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例の科目と単位数について

取得可能な免許状の種類			3年特例	幼保2年特例
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	－ 2（※2）	－ 1（※3）
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	－	－
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2（※1）	2（※1）
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	－	－
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	－	－
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1	1
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	（※2）	（※3）
		幼児理解の理論及び方法	1	－
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	－	－
教育実践に関する科目	教育実習	－	－	
	教職実践演習	－	－	
大学が独自に設定する科目			－	－
合計単位数			8	6
(参考) 幼稚園教諭免許状取得に要する最低単位数			一種：124単位、二種：62単位	

- ※1 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるよう留意。
- ※2 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**2単位**を修得。
- ※3 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**1単位**を修得。
- ※4 特例を用いない場合、上記の各科目の他、日本国憲法、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作に関する単位を修得することが必要。

(参考) 幼保連携型認定こども園における免許・資格の保有状況について

- 幼保連携型認定こども園における幼稚園教諭免許状・保育士資格を両方保有する職員の割合は着実に改善している。
- 一方で、幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、幼稚園教諭免許状・保育士資格を一方のみ保有している職員の数自体は増加している。



※ 各年度4月1日現在

※ 令和2年度は調査を実施せず

(参考) 幼保連携型認定こども園の数

平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
3,618	4,409	5,137	5,688	6,093	6,475	6,801	7,136

(出典) こども家庭庁「認定こども園調査」

※ 令和5年度からはこども家庭庁成育局成育基盤企画課調べ

...保育士資格における活用内容

デジタル庁「国家資格等情報連携・活用システム概要説明」より抜粋、一部加筆

国家資格等オンライン・デジタル化の概要

- 本施策は、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化を推進するものである。

- ②登録申請時や書換え交付申請時の戸籍抄本添付を省略可能とする
- ③住基ネット等を通じて名簿情報（住所）を最新のものに更新できるようにする

実現イメージ

①「保育士登録」申請者がマイナポータルを通じてオンライン申請することを可能とする

施策1：オンライン申請等の実現

- マイナポータルや公的個人認証の活用による
- ①申請手続きのデジタル化・オンライン化
 - ②厳格な本人確認 等の実現

施策2：住基ネット・戸籍等との連携

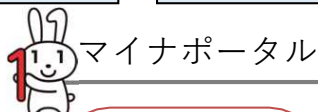
- 住基ネット・戸籍との連携により
- ①添付書類の省略や変更手続きの省略
 - ②登録情報の真正性・正確性の確保 等の実現



資格保有者等

申請/照会

通知/資格表示等



オンライン申請

- 資格登録申請
- 登録事項変更申請
- 登録抹消申請
- 受験申請...etc

各種お知らせ

- 資格更新手続の案内
- 申請不備通知...etc

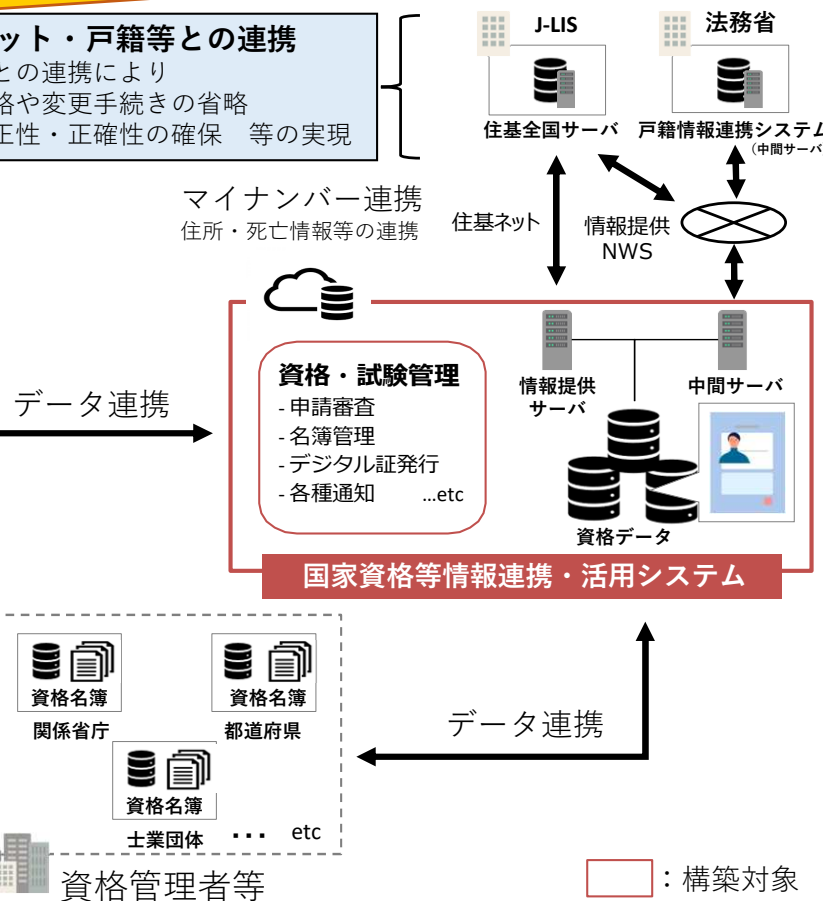
資格情報提供

- デジタル証の表示
- 資格情報の提供...etc

施策3：資格情報提示等のデジタル化

- マイナポータルAPI等の活用により、
- ①スマホ等に資格情報を表示
 - ②自身の資格情報の提供 等の実現

④マイナポータル上でデジタル化した「保育士証」を本人が提示することを可能とする



□：構築対象

システムの導入によって提供される保育士登録・管理関係業務（サービス）と役割分担

○施策1：オンライン申請等の実現 関係

【実施する業務（提供するサービス）】

①-1 登録申請者側のオンラインでの申請

登録申請者はマイナポータルからログインし、オンライン登録申請が可能となる。（紙による申請も引続き運用。）

①-2 登録手数料のオンライン決済

オンライン申請では、登録申請手数料はキャッシュレス決済（クレジットカード・二次元コード）による納付となる。

【実施主体】

①-1 登録申請者→日本保育協会（一次審査）→各都道府県（最終審査）※申請手順フローは検討中

①-2 登録申請者→決済代行業者→日本保育協会→各都道府県

○施策2：住基ネット・戸籍等との連携 関係

【実施する業務（提供するサービス）】

② 戸籍抄本の添付省略

書き換え交付申請時（氏名変更、戸籍変更など）に必要な確認を住基ネットや戸籍情報連携システムを通じて行うことで、戸籍抄本の添付を省略する。

③ 名簿情報の更新

オンライン上で住所情報などを住基ネットから取得することで、最新の情報に更新することが可能。

【実施主体】

② 都道府県（書き換え交付、旧姓併記時に各都道府県の住基ネット都道府県サーバ又は国家資格等情報連携・活用システム経由で戸籍情報連携システムにアクセスし、情報を取得する。）

③ 都道府県

○施策3：デジタル資格者証の実現 関係

【実施する業務（提供するサービス）】

④ デジタル資格者証としての保育士証の運用

マイナポータル上でデジタル化した保育士証の提示を可能にする。

【実施主体】

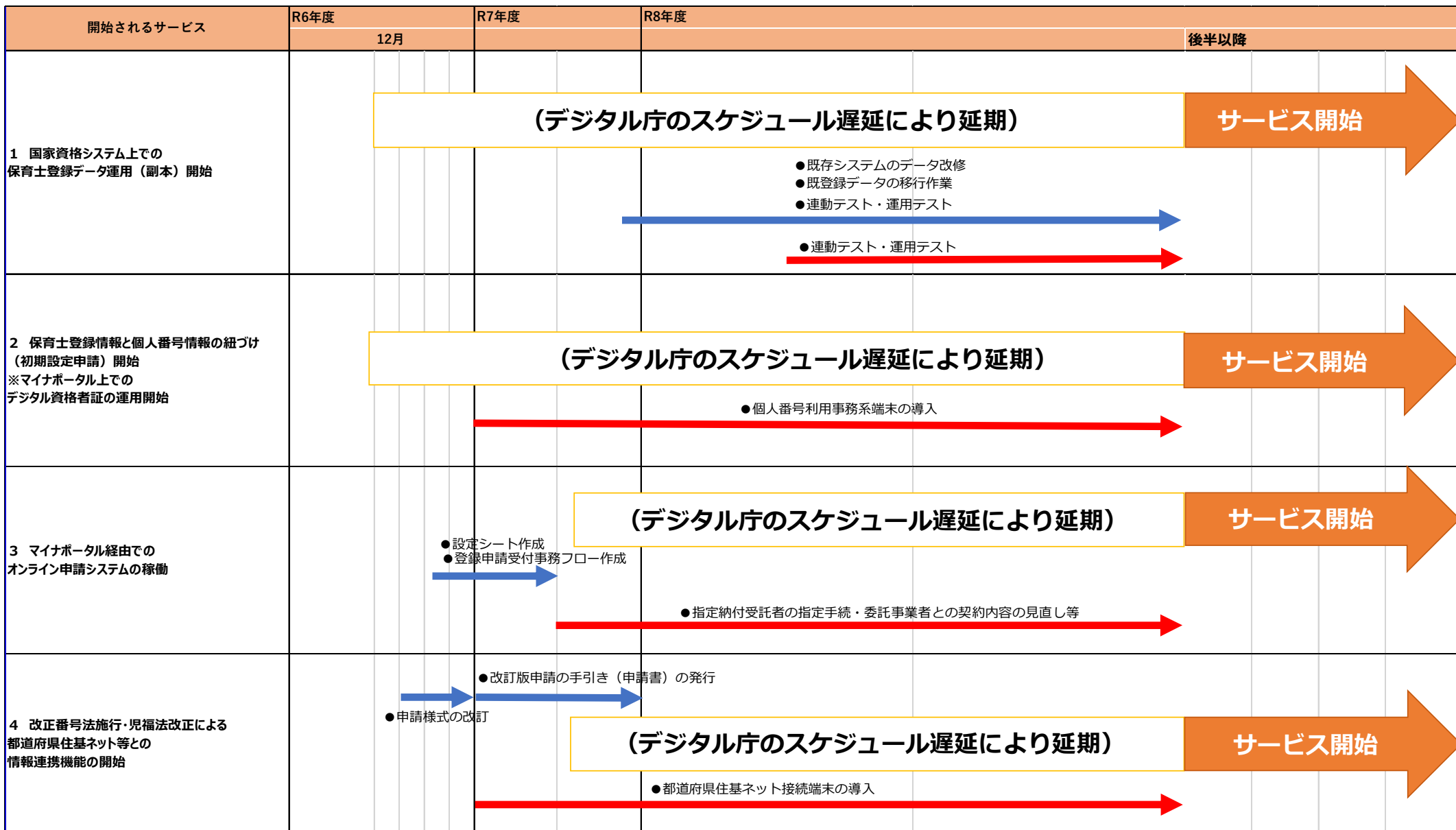
④ 日本保育協会→各都道府県

国家資格等情報連携システム利用に向けたスケジュール

→ 日本保育協会タスク

→ 都道府県タスク

※「サービス開始」スケジュールについては、デジタル庁から確定版を示されていないため、今後変更となる可能性があります。



IV. 「はじめの100か月の育ちビジョン」について

令和7年度予算案 36百万円 + 令和6年度補正予算額 1.4億円 (36百万円)

事業の目的

- 令和5年12月、**全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**（妊娠期から小1まで）から生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上に向けて、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」が閣議決定された。
- 本ビジョンを社会全体の全ての人に共有し、本ビジョンを踏まえた取組を推進するため、「1. 『はじめの100か月の育ちビジョン』の普及啓発」「2. 『はじめの100か月の育ちビジョン』地域コーディネーターの養成」「3. 『はじめの100か月』の育ちの科学的知見に関する調査研究」を3年間で集中的に実施。
- これらの実施と相互の有機的な連携により、「はじめの100か月の育ちビジョン」を非常に大切だと思う人の割合を80%に増加させることを目指し（令和5年度現在：約46%）、**全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを社会全体で支援・応援**することで、本ビジョンの実現を図る。

事業の概要

1. 「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発

① 「はじめの100か月の育ちビジョン」の効果的な広報 【令和7年度当初予算案】

本ビジョンの社会的な認知度の向上とビジョンを踏まえた行動の促進を図るため、「**はじめの100か月**」をテーマとしたイベントの開催や外部メディアとのタイアップなど、**様々な効果的な広報**を実施。

② 「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発コンテンツ作成 【令和6年度補正予算】

- ✓ **こども・若者**（小中高生や大学生）向けに、**乳幼児の育ちや子育てに関心を持ってもらえるようなパンフレット・動画等を作成。**
- ✓ **企業向けに、乳幼児の育ちや子育てへの支援・応援を促すパンフレット・動画等を作成。**



2. 「はじめの100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成 【令和6年度補正予算】

本ビジョンを踏まえて、「はじめの100か月」の育ちを支える環境や社会の厚みを増すことを目指し、**乳幼児やその保護者・養育者と地域の人々をつなぐ活動を行う地域コーディネーターを全国的に養成するため、各地域におけるモデル事例を創出。**

令和6年度までのモデル事例を踏まえ、自治体等においてコーディネーター研修をさらに充実させた形で実施するとともに、モデル事例の全国展開に向けた地方キャラバンの開催や事例集の周知などに取り組むことで、より多種多様な地域の実情に応じた実践事例の蓄積と横展開を図る。

3. 「はじめの100か月」の育ちの科学的知見に関する調査研究 【令和6年度補正予算】

「はじめの100か月」のこどもの育ちに関する科学的知見の充実・普及に向けて、「**こどもの誕生前から幼児期までの切れ目ない育ちの保障**」や「**乳幼児の保護者・養育者への支援・応援**」、「**地域社会と乳幼児の関わり**」等に関する調査研究を行う。

実施主体等

【実施主体】 民間企業・団体等

【委託先】 1. 民間企業等 2. 統括事業者 **自治体** 民間団体等10か所程度（475万円／1件） 3. 学術機関・民間企業等

事業の目的

昨今の少子化・核家族化や、地域のつながりの希薄化、子育て世帯の孤立化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえ、特に「はじめの100か月」（こどもの妊娠期から幼児期まで）の重要な時期に、**妊婦や子育て家庭の孤立を防ぎ、子どもが多様な人や環境と関わる機会を提供するために、「はじめの100か月」の子育て世帯（妊婦や乳幼児と保護者）を地域の人々や場につなげる役割を果たす存在が必要であることから、そのような役割を担う地域コーディネーターを養成するモデル事業を行う。**

地域コーディネーターの役割

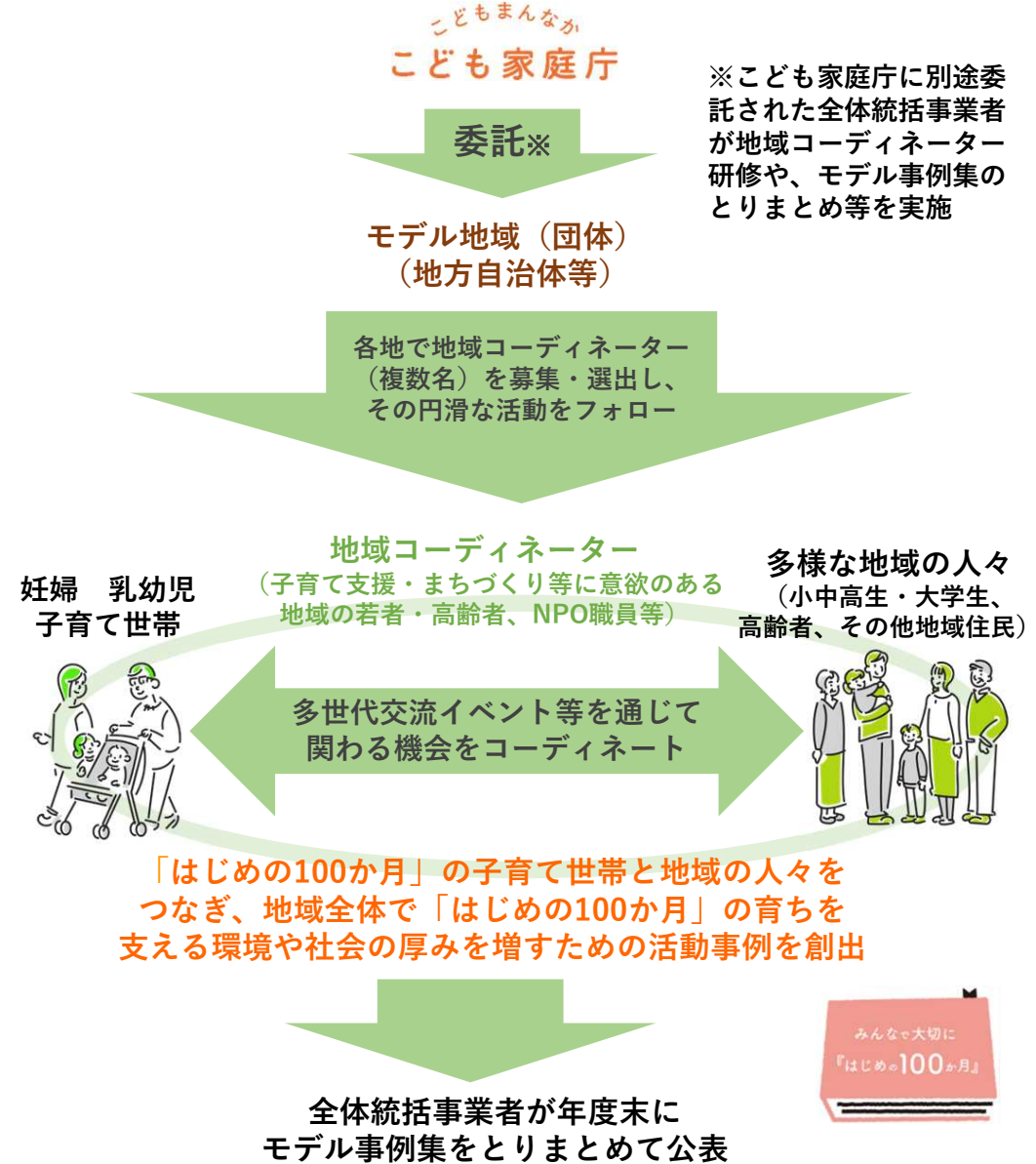
地域コーディネーターの役割は、これまで子育て支援等の活動に携わった経験があるかにかかわらず、大学生やNPO職員、高齢者を含め、子育て支援・まちづくり等の活動に意欲を持つ多様な地域の人材が担うことが考えられる。

その上で、共通する役割としては、「はじめの100か月の育ちビジョン」（特にビジョン5：こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す）を踏まえ、各地域において「はじめの100か月」の子育て世帯と多様な地域の人々が関わる機会を創出するための中核を担う存在として、地域の関係者と連携し、様々な活動を推進することが求められる。各地域の実情に応じて、例えば以下のように多様な実践の形があり得るが、これらの活動を積極的に企画・実施する主体者としての働きが求められる。

（具体的な活動例）子育て家庭を中心とした多世代交流の場となるイベントの開催、地域の関係団体と連携したプレパパ・プレママセミナーや子育てひろば・子育て講座の実施、小中高生や大学生の乳幼児触れ合い体験の実施など。

これらの活動の実施にあたっては、既存の子育て支援・まちづくり等の地域活動をベースとしつつ、地域コーディネーターを中心に活用できる地域人材・資源を改めて掘り起こし、どのようにすれば多様な地域住民と子育て世帯との関わりが増えるかを具体的に検討し、様々なイベント等の企画を立案・実施し、その活動内容・実施効果を振り返り、検証を行う。

事業のスキーム



※令和6年度補正予算において、子ども家庭庁から公募により全国10地域の地方自治体（主に基礎自治体を想定）等に新たに委託し、1団体あたり475万円（全額国負担）の委託費を支出し、事業を実施予定。

（公募時には改めて地方自治体全体に周知予定であるが、現時点では令和7年4～5月頃の公募を予定）

「はじめの100か月の育ちビジョン」地域コーディネーター養成事業 モデル地域（団体）（令和6年度）

※令和7年度は自治体を中心に10地域に委託し、モデル事例を創出予定。

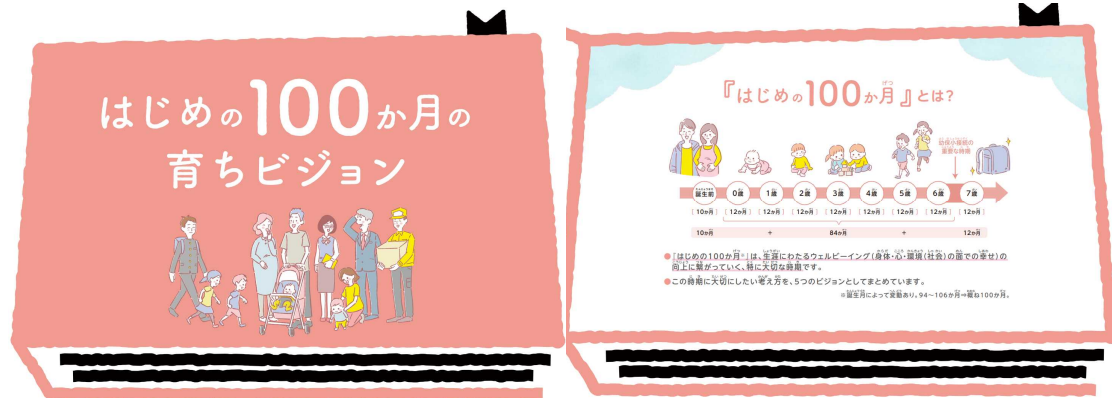
No.	モデル団体	主な活動拠点	主な活動内容(予定)
1	一般社団法人 はぐネット	石川県野々市市	地元地域の商店街に「こども服のクローゼット」を常設店舗として設置するとともに、公民館や民間施設におけるこども服の交換イベントを開催し、乳幼児の親子と地域住民の交流を図る。
2	学校法人 柿沼学園	埼玉県久喜市	地元地域の幼児教育・保育施設や子育て支援センター、学校、学生サークル、自治会などと連携し、ビジョンを周知するとともに乳幼児の親子と地域住民が交流するイベントや講習会などを開催する。
3	スリール株式会社	東京都新宿区	プレママ・プレパパが先輩の子育て家庭と関わる機会や、学校・大学の授業で乳幼児の親子と触れ合う時間を設け、こども・若者が多様な家族のあり方を学び、子育てを前向きに捉えられるようにすることを促すほか、地域の企業や高齢者と乳幼児の親子との交流を図る。
4	特定非営利活動法人 アンジュ・ママン	大分県豊後高田市	地域子育て支援拠点でボランティアを受け入れるとともに、小中高生の乳幼児触れ合い体験や、地域イベントにこどもが参加しやすいような配慮などを行うことで、乳幼児の親子と地域住民の関わりを増やす。
5	特定非営利活動法人 棚田LOVERS	兵庫県姫路市、市川町	地元地域の里山・棚田・畑・古民家・商店街を活用し、乳幼児の親子と地域の大学生や会社員・高齢者が交流する機会を設け、農作業や自然・料理体験、絵本の読み聞かせ、子育て講習などを実施する。
6	特定非営利活動法人 ながいく	愛知県長久手市	地元地域の小中高生や大学生、高齢者、外国の方、障害のある方など、地域住民と乳幼児の親子が関わる子育てサロンや託児ボランティア、その他イベントを開催し、多世代の交流を図る。
7	特定非営利活動法人 新座子育てネットワーク	埼玉県新座市	地元地域の小中高生・大学生向けに授業で乳幼児と触れ合う機会を提供するほか、子育て支援拠点のプレママ・プレパパやファミサポ援助会員、町内会の高齢者などが乳幼児の親子と関わる機会を創出する。
8	特定非営利活動法人 びーのびーの	神奈川県横浜市	「産前産後のおうち」で妊婦や乳児の親子と高齢者が関わる機会や、小中高生が授業で乳幼児と触れ合う体験、地域のボランティアがこども食堂でこどもと関わる機会などを設け、交流を図るとともに、子育て家庭の生活圏の商店などに対する子育てへの理解促進を図る。
9	まちの研究所株式会社	東京都渋谷区	「駒テラス西参道」のまちづくり施設において、地域の資源や環境を利用し、プレママ・プレパパや子育て世帯、商店街や会社員、高齢者などの地域住民と乳幼児の親子が関わるイベントを開催するなど、まちの人が主体的に協働しあう多世代交流を通じた地域活性化を図る。
10	有限会社 ミューズプランニング	熊本県熊本市	地元地域の育児サークルと、学校や老人会、企業や店舗などをつなぎ、乳幼児の親子と地域住民が交流するイベントやワークショップ、ボランティア、体験活動などを実施する。

「はじめの100か月の育ちビジョン」の広報（取組状況）

✓ 令和5年12月に新たに策定された「はじめの100か月の育ちビジョン」を社会全体へ広く周知するため、ビジョンの内容をわかりやすくまとめたパンフレットや動画等を作成し、多様な広報の機会を活かしてPR。

▼パンフレット（こども家庭庁HP）

[「はじめの100か月の育ちビジョン」パンフレット](#)



▼杉浦太陽・村上佳菜子 日曜まなびより（政府広報HP）

[政府広報ラジオ「日曜まなびより」](#)



▼紹介動画（3分）（こども家庭庁HP・YouTube）

[「はじめの100か月の育ちビジョン」紹介動画](#)



▼ベネッセ「たまひよ」とのコラボ

0～7・8才は脳発達の重要な時期！
[「はじめの100か月」が生涯の幸せを育てるって本当？こども家庭庁に聞きました<PR> | たまひよ](#)
benesse.ne.jp



▼子育て世帯向けメディア「ぎゅってWeb」とのコラボ

[こどもたちが健やかに育つために大切にしてほしい「はじめの100か月の育ちビジョン」とは？ | ぎゅってWeb \(gyutte.jp\)](#)



▼ショート動画（6秒）（こども家庭庁HP・YouTube）

- 動画①：[『はじめの100か月』が生涯の幸せにつながっていくって、知ってますか？](#)
- 動画②：[こどもには、いろいろな人やモノとの出会いが大切なんです。](#)
- 動画③：[『こどもまんなか』と一緒に目指していきませんか？](#)



<[「はじめの100か月の育ちビジョン」HP](#)（「はじめの100か月」で検索）>

https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo_sodachi



V. 保育所における保育の質の確保・向上について

事業の目的

地域の実情を踏まえつつ、自治体の中核となり、地域全体で保育の質の確保・向上を推進する体制整備のモデル開発を行い、地域ぐるみで質の高い保育を保育所等が行うことができる体制の構築を推進する。

事業の概要

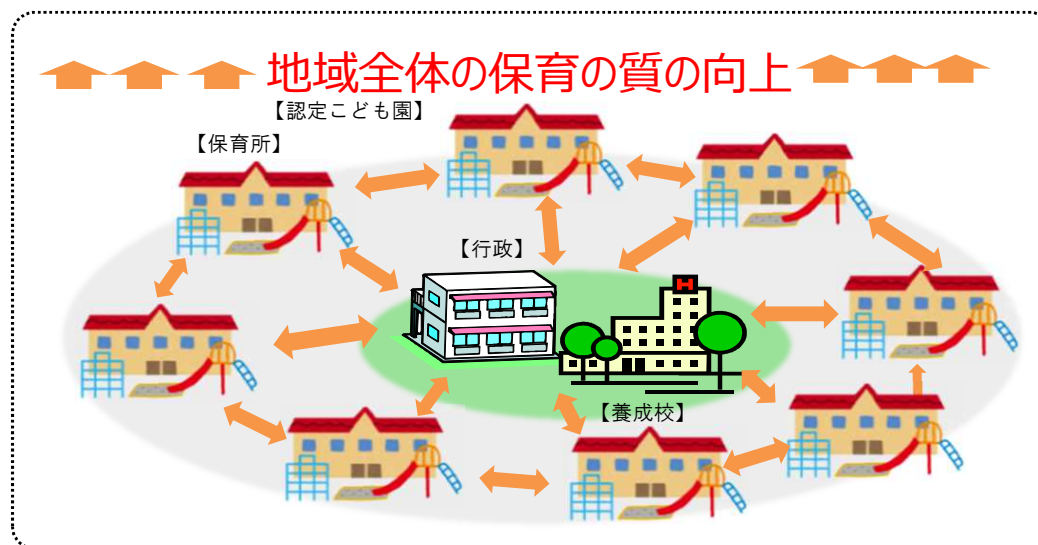
都道府県等から3年程度モデル地域を継続的に指定し、地域単位で、保育内容に関する課題の把握、地域における保育実践・改善に関する指導助言、研修等の企画立案等を担う中核的機能を構築し、域内の保育所等の保育の質の確保・向上のための取組を進めつつ、持続的に地域全体で保育の質を確保・向上させるための仕組みのモデル開発を行う。

(中核的機能の例)

- 保育指導職の配置
- 幼児教育センターや大学等との連携等による保育の質の確保・向上のための地域のネットワークの形成

(想定される取組の例)

- 地域の課題を踏まえた独自の研修の実施
- 公開保育による交流の機会の創出
- 公立園の拠点化
- 法人をまたぐ施設間の職員の交流等



実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市・中核市、10万人程度以上の市町村（計6箇所程度）

【委託基準額】

都道府県等1か所当たり 800万円程度

公募要領

※こども家庭庁ホームページ <https://www.cfa.go.jp/procurement/88769cf6>

(1) 公募手続・採択

＜募集期間＞ 令和7年2月21日(金)～令和7年3月21日(金)17時必着

＜審査・採択(予定)＞ 令和7年3月下旬

(2) 予定事業スケジュール

・令和7年 4月 契約締結

※提案者の予算執行上の事情を踏まえ、契約時期は応相談

・令和7年 4月 事業開始

※その後は事業実施計画書のスケジュールによる

・令和7年12月頃 中間報告

・令和8年 1月頃 翌年度の計画書の提出

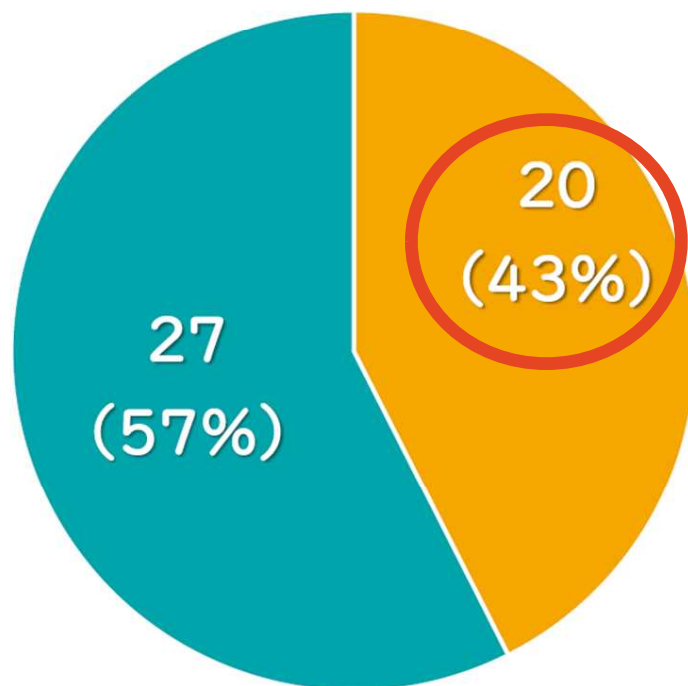
・令和8年 3月 事業完了報告書提出

※本委託事業の実施は、令和7年度政府予算案の成立を前提としており、本事業に係る予算の決定状況によっては本事業の実施や実施内容について変更が生じる可能性があることに留意すること。

自治体の保育関係部局における保育指導職の配置状況について

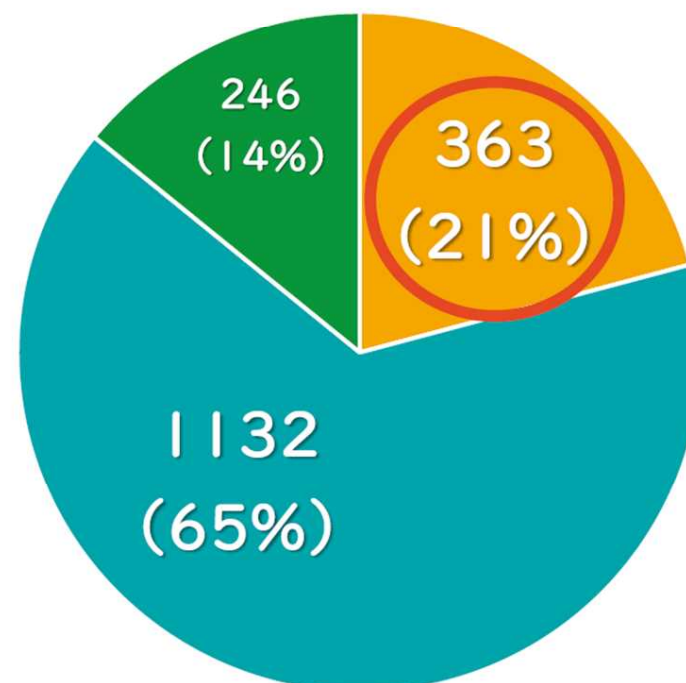
令和6年4月現在の自治体の保育関係部局における「保育指導職」配置状況

都道府県



- 保育指導職がいる
- 保育指導職がいない

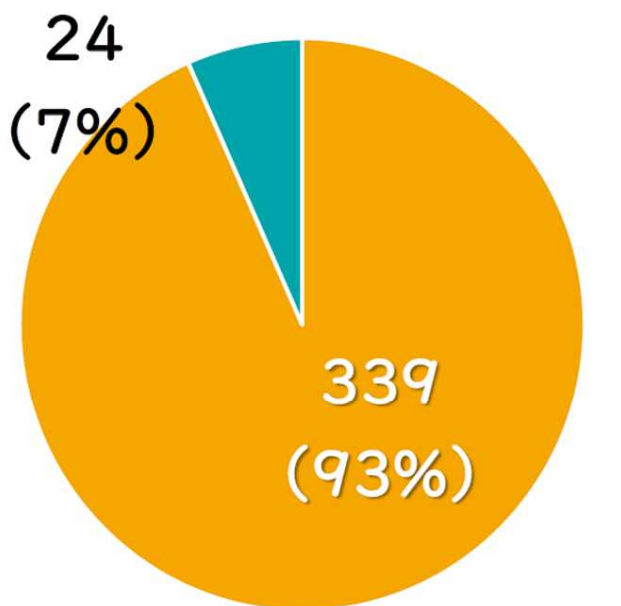
市区町村



- 保育指導職がいる
- 保育指導職がいない
- 無回答

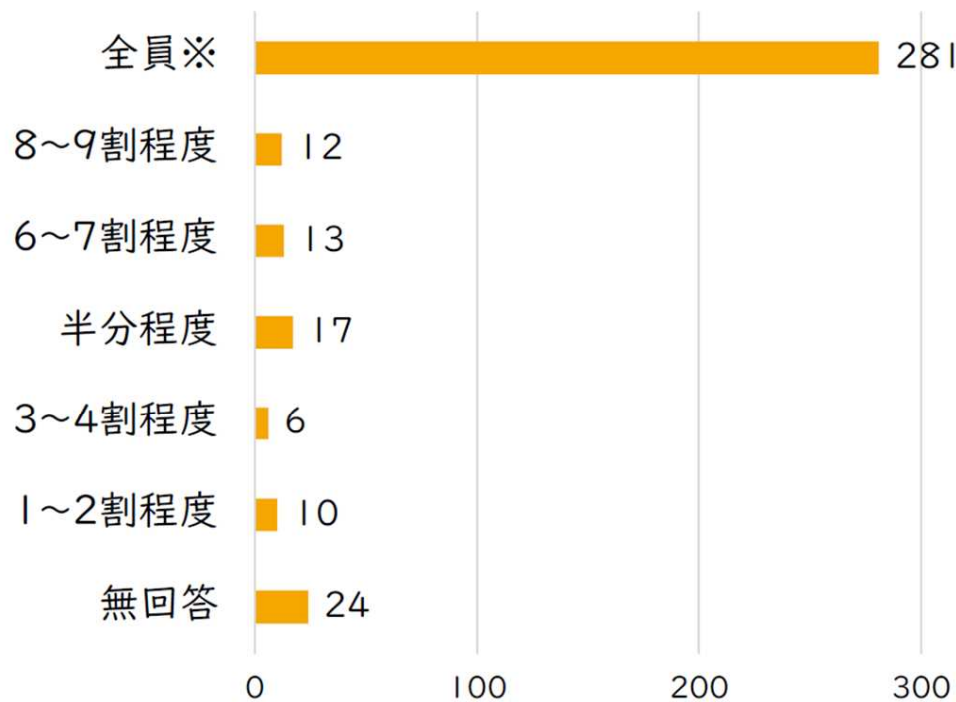
自治体の保育関係部局における保育指導職の配置状況について

「保育指導職」のいる自治体のうち、保育所等での保育士経験者を配置している割合



■ 勤務経験あり ■ 勤務経験なし

自治体で配置された「保育指導職」全体の中で、保育所等での保育士経験者が占める割合

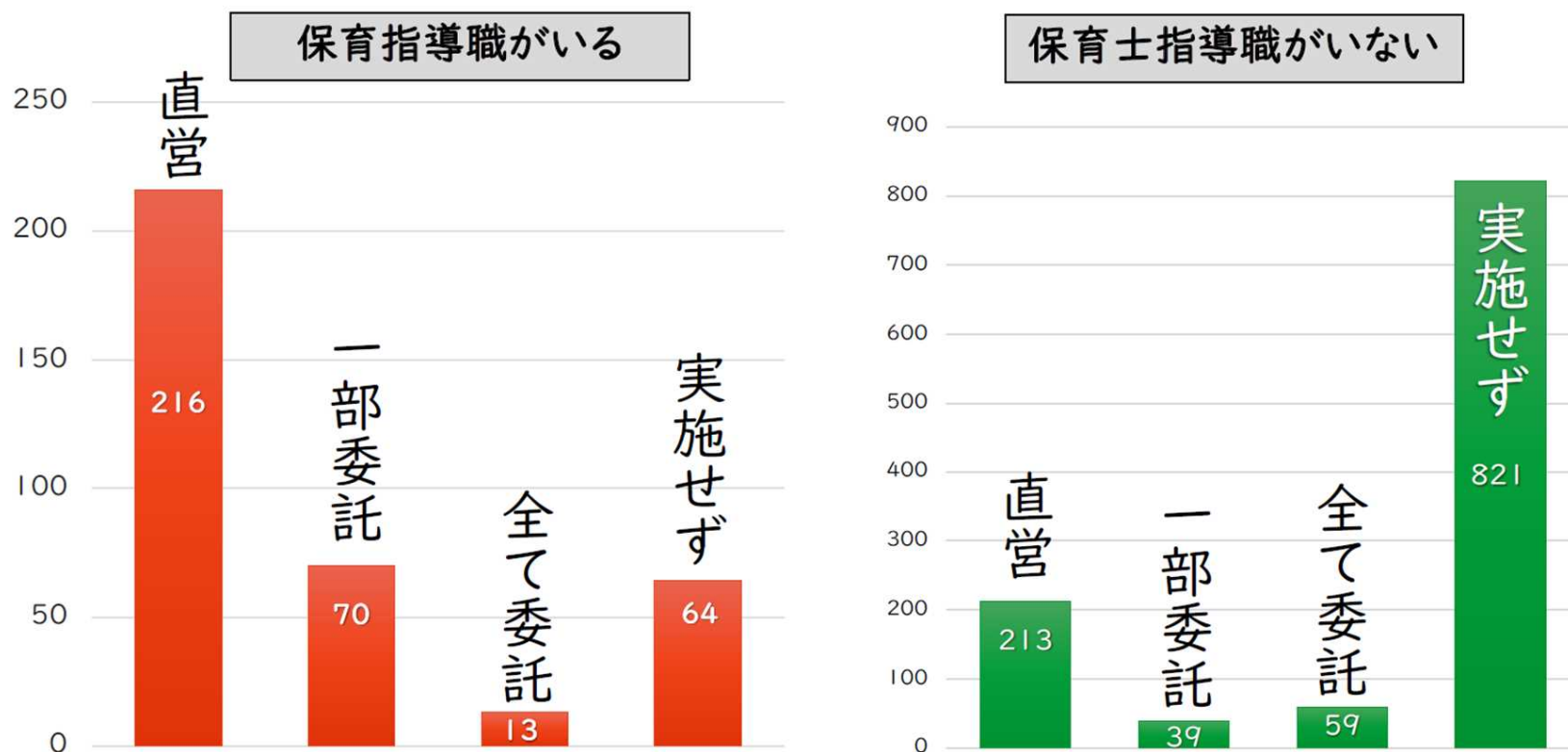


※ 保育指導職が1人しかいない場合を含む

自治体の保育関係部局における保育指導職の配置状況について

市区町村における保育指導職配置状況別にみた、保育所等の職員に対する**保育及び職員の資質の向上に係る研修の実施体制**について

※ このスライドは無回答246自治体を除く1495自治体中のデータとなります。



保育所保育指針（平成29年3月告示）

概要

- **保育所における保育**は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、**その内容については、内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）**に従う。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第35条）
- 保育所保育指針については、各保育所の保育の内容の質を高める観点から、約10年に一度改定しており、平成30年4月より改定指針が適用されている。
 - ※ 幼稚園教育要領の改訂に向けた検討等を踏まえて改定。同時期に、保育所保育指針、幼稚園教育要領の他、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も併せて改訂

改定に当たっての基本的な考え方

○乳児・3歳未満児保育の記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。（特に、乳児期の保育については、発達の諸側面が未分化であるため、「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」という視点から記載を整理・充実し、実際の保育現場で取り組みやすいものとなるようにした。）

○幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

○健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。



○「子育て支援」の章を新設

保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっているほか、保護者と連携して子どもの育ちを支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者と共に喜び合うことを重視して支援を行うことや地域で子育て支援に携わる他の機関や団体など様々な社会資源との連携や協働を強めていくことが求められている。こうしたことを踏まえ、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実

○職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月告示）

概要

- **幼保連携型認定こども園教育・保育要領** は、全てのこどもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、認定こども法に基づき、**幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する基準**を定めるもの。【内閣府・文科省告示】
 - **幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保**や、**小学校との接続に配慮**しなければならない。
※平成29年3月改訂においても、幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定にあわせて検討。幼稚園教育要領、保育所保育指針も同日の公示・施行
- **幼保連携型認定こども園**においては、この教育・保育要領を遵守（同法第10条第3項）。
- **幼保連携型以外の認定こども園**においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行う（同法第6条）。

改訂に当たっての基本的な考え方

○ 幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性

- ・ 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力の明確化
- ・ 「幼児期のおわりまでに育てほしい姿」の明確化 ※小学校との接続
- ・ 園児の理解に基づいた評価の実施
- ・ 特別な配慮を必要とする園児への指導の充実
- ・ 満3歳未満の園児の保育に関する視点及び領域、ねらい及び内容並びに内容の取扱いの明示
- ・ 満3歳以上の園児の教育及び保育の内容の改善・充実
- ・ 近年の課題に応じた健康及び安全に関する内容の充実



○ 認定こども園として特に配慮すべき事項等の充実

- ・ 教育と保育が一体的に行われること、在園期間を通して行われること等を明示
- ・ 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の明確化
- ・ 満3歳以上の園児の入園時や移行時等について、多様な経験を有する園児の学び合いについて、長期的な休業中等について明示
- ・ 子育ての支援等における認定こども園の役割や配慮等の充実

各要領・指針の変遷

時期	幼保連携型認定こども園 教育・保育要領	幼稚園教育要領	保育所保育指針
昭和23年3月		保育要領（文部省刊行）	
25年9月			保育所運営要領（厚生省編集）
27年3月			保育指針（厚生省編集）
31年2月		幼稚園教育要領（文部省編集）	
(幼) 39年3月 (保) 40年8月		幼稚園教育要領（文部省告示）	保育所保育指針（厚生省編集）
(幼)平成元年3月 (保) 2年3月		幼稚園教育要領（文部省告示） <ul style="list-style-type: none"> 環境を通して行うものであることを「幼稚園教育の基本」として明示 6領域を5領域に再編成し整理 など 	保育所保育指針（厚生省編集） <ul style="list-style-type: none"> 養護的機能を明確化するため、全年齢を通じて入所児童の生命の保持、情緒の安定に関わる事項を記載。 6領域を5領域に再編成し整理 など
(幼) 10年12月 (保) 11年10月		幼稚園教育要領（文部省告示） <ul style="list-style-type: none"> 教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な役割を果たすべきことを明確化 「生きる力の基礎を育てる」ことの記述 など 	保育所保育指針（厚生省編集） <ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援の役割を明記 「生きる力の基礎を育てる」ことを記述 など
20年3月		20年3月28日同日に告示・平成21年4月1日実施	
		幼稚園教育要領（文部科学省告示） <ul style="list-style-type: none"> 幼小の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実 いわゆる預かり保育及び子育ての支援の基本的な考え方を記述 など 	保育所保育指針（厚労省告示） <ul style="list-style-type: none"> 保育所の役割（目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など）、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化 など
26年4月	幼保連携型認定こども園 教育・保育要領（内閣府・ 文科省・厚労省告示）	29年3月31日同日に告示・平成30年4月1日実施 ＜内容について一層の整合性を図っている＞	
29年3月	幼保連携型認定こども園 教育・保育要領（内閣府・ 文科省・厚労省告示）	幼稚園教育要領（文部科学省告示）	保育所保育指針（厚労省告示）

⇒ 今後は、各要領・指針について、こども家庭庁と文部科学省が相互に協議を行い、共同で改訂（共同告示）
これにより、施設類型を問わず、教育・保育内容の基準の整合性を制度的に担保

（1）趣旨

- 全国的な保育の質の確保・向上に向け、各地域において保育内容に関する現場への指導・支援を担当する者（自治体の保育指導職）等に参集を求め、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づく実践上の諸課題や各現場・地域における多様な取組とその成果等について協議し、保育実践の一層の充実を図るもの。

※本セミナーは、「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」の議論のとりまとめ（令和2年6月26日）において、保育実践の質の確保・向上に向けた取組のあり方として、地域の取組と全国的な取組の連動の重要性が示されるとともに、今後の展望として、「国において、関係者間で情報共有や意見交換を行う場・機会をつくること」が求められたことから、令和2年度より実施している

（2）開催概要 **文部科学省主催の幼児教育の理解・発展推進事業（中央協議会）と合同開催**

- 開催日時 令和6年12月5日（木）～6日（金） ※現地参集・オンライン併用のハイブリッド開催

- 対象者 自治体において保育内容に関する指導・支援を担当する者（保育指導職）

※自治体の保育担当部局職員のほか、保育所施設長、指定保育士養成施設教員等も対象に含む

＜共通テーマ＞ **幼児教育・保育の質向上に向けた地域における連携体制の構築・展開・発展**

- プログラム 1日目 ① 開会挨拶及び行政説明（文部科学省幼児教育課長）

② 行政説明（こども家庭庁教育保育専門官）

③ シンポジウム

2日目 ① 分科会 ② 閉会挨拶（こども家庭庁成育基盤課長）

- 分科会 ① 実践充実に向けた地域の体制づくり ② 保育内容の評価

③ 低年齢児の保育 ④ 子育て支援 ⑤ 特別な支援が必要なこどもの保育

- 参加者 全体会（中央セミナー及び中央協議会合同） 749名

分科会（中央セミナー） 191名（①:50、②:37、③:34、④:23、⑤、47）

学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～

令和5年2月27日 中央教育審議会初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会
(参考資料) 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き及び参考資料 (初版)
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm)

- ・ 幼児期の教育は、**生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの**であり、**全ての子供に等しく機会を与えて育成**していくことが必要。
- ・ **幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期**であり、**小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要**。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要。
- ・ 一方、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等間の接続に比して様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易でないため、**5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」と称して焦点を当て、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮**しつつ、「架け橋期」の教育の充実に図り、**生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる**ことが重要。
- ・ 架け橋期の教育を充実するためには、幼保小はもとより、家庭、地域、関係団体、地方自治体など、**子供に関わる全ての関係者が立場を越えて連携・協働**することが必要。
- ・ 教育行政を所掌する文部科学省は、**こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携を図りながら**、家庭や地域の状況にかかわらず、**全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう幼児期及び架け橋期の教育の質を保障**していくことが必要。

これらを踏まえ、以下の方策を推進

1. 架け橋期の教育の充実

幼児教育施設と小学校は、3要領・指針[※]及び小学校学習指導要領に基づき、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが必要。※幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領

① 子供の発達の段階を見通した架け橋期の教育の充実 **幼** **小**

- ・ 幼児教育と小学校教育では、各教科等の区別の有無や内容・時間の設定など様々な違いを有することから、**幼保小が意識的に協働して「架け橋期」の教育を充実**
- ・ 幼児教育施設においては、**小学校教育を見通して「主体的・対話的で深い学び」等に向けた資質・能力を育み**、小学校においては、**幼児教育施設で育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施**。特に、小学校の入学当初においては、小学校において主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能にするための重要な時期であり、幼児期に育まれた資質・能力が、低学年の各教科等における学習に円滑に接続するよう教育活動を実施

② 架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫によるPDCAサイクルの確立 **幼** **小**

- ・ **幼保小が協働**して、3要領・指針において幼児期の資質・能力が具体的に現れる姿として定められている「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」等を手掛かりとしながら、**架け橋期のカリキュラム^{*}を作成**。小学校1年生の修了時期を中心に**共に振り返って、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価し、幼保小それぞれの教育を充実**
※幼保小が協働して、期待する子供像や育みたい資質・能力、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を明確化したもの
- ・ 幼保小の合同会議等を定期的開催するなど、**幼児教育施設と小学校の継続的な対話を確保**、コミュニティ・スクール等を活用し、**保護者や地域住民の参画を得る仕組みづくり**

2. 幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有

幼児教育施設と小学校が、保護者や地域住民等の参画を得ながら、架け橋期の教育の充実に図るためには、幼児教育の特性について、認識の共有を図ることが必要。

① 幼児教育の特性に関する認識の共有 **幼** **小**

- ・ 幼児期の遊びを通じた学び[※]の特性に関する社会や小学校等との認識の共有が未だ十分ではないため、様々な研究や実践の成果に基づく知見を活用して幅広く伝え、**遊びを通じた学びの教育的意義や効果の共通認識を図る**
※幼児期は、子供が遊びを中心として、頭も心も体も動かして、主体的に様々な対象と直接関わりながら総合的に学んでいくとともに、遊びを通して思考を巡らし、想像力を発揮し、自分の体を使って、友達と様々なことを学んでいく

② ICTの活用による教育実践や子供の学びの見える化 **幼**

- ・ ICTを活用したドキュメンテーションやポートフォリオにより**日々の教育実践や子供の学びを「見える化」**し、先生の教育の意図等を併せて伝えることにより、幼児教育の特性や教育方針等について、**保護者や地域住民の理解を促進**
- ・ 「見える化」による保護者や地域住民との連携の**好事例等を収集・発信**し、幼児教育の特性に関する社会の認識を向上

3. 特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援

障害のある子供や外国籍等の子供など、特別な配慮を必要とする子供や家庭への適切な支援が必要。

① 特別な配慮を必要とする子供と家庭のための幼保小の接続 **幼** **小**

- ・ 特別な配慮を必要とする子供の対応が増加しており、**幼児教育施設・小学校と、母子保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化**により、切れ目ない支援を実施
- ・ 国や地方自治体において、障害のある子供や外国籍等の子供などの受入れに関する**研修プログラムを開発、研修資料や教材を作成**
- ・ 幼児教育施設は、**一人一人に応じた指導を重視する幼児教育のよさを生かしながら子供の実態に応じた適切な支援を実施**、小学校は、**引き継いで必要な支援を実施**

② 好事例の収集 **幼** **小**

- ・ 幼児教育施設や小学校における子供の多様性に配慮した教育の充実に関する**好事例等を収集・蓄積して活用**

4. 全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援

核家族化や地域の関わりの希薄化に伴い、家庭や地域の教育力が低下し、幼児教育施設の役割が一層重要。

① 幼児教育施設の教育機能と場の提供 **幼**

- ・ 0歳から5歳の未就園児も含め、様々な体験の機会が得られるよう、**幼児教育施設が有する専門的な知見や場を地域に提供し、様々な子供の学びの場への参加を推進**
- ・ 幼児教育施設において、保護者の幼児教育に対する理解を深めるとともに、親子登園や相談事業、一時預かり事業等の**子育て支援を充実**

② 全ての子供のウェルビーイング[※]を保障するカリキュラムの実現 **幼** **小**

- ・ **全ての子供のウェルビーイングを高める**観点から、教育課程の編成^{※※}や指導計画の作成、実施や評価、改善等

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

※※保育所は「全体的な計画」、幼保連携型認定こども園は「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の作成

5. 教育の質を保障するために必要な体制等

設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進する体制が必要。また、幼児教育施設における人材確保や勤務環境の改善等が必要。

① 地方自治体における推進体制の構築 **幼** **小**

- ・ 地方自治体において、**幼保小の担当部局の連携・協働や幼保の担当部局の一元化、幼児教育センターの設置・活用や幼児教育アドバイザーの配置等を推進**

② 架け橋期の教育の質保障のために必要な人材育成等 **幼** **小**

- ・ 幼保小に対して専門的な指導・助言等を行う**架け橋期のコーディネーターや幼児教育アドバイザーを育成、幼保小接続や生活科を担当する指導主事の配置・指導力の向上**
- ・ **幼児教育施設や小学校の管理職や先生の研修を充実**
- ・ 架け橋期のカリキュラムや研修等を開発・実施する「**幼保小の架け橋プログラム**」を推進

③ 幼児期の教育の質保障のために必要な人材確保・定着等 **幼**

- ・ 国において、**処遇改善等の必要な施策を引き続き実施**
- ・ 地方自治体において、**総合的な人材確保策を推進**
- ・ 幼児教育施設において、**管理職等がマネジメント能力やリーダーシップを発揮するための研修を充実**
心理や福祉、障害等の専門的知見を有する者を積極的に活用
働き方改革を推進するため、**ICT環境の整備を推進**
- ・ **事故等の発生・再発防止のための取組を徹底**

6. 教育の質を保障するために必要な調査研究等

幼児教育や幼保小の接続の分野について、データやエビデンスに基づく政策形成が必要。

① 幼保小接続期の教育に関する調査研究 **幼** **小**

- ・ 国において、**架け橋期のカリキュラムに基づく評価方法**や、諸外国における子供の多様性を尊重した幼保小の接続期の具体的支援や体制の構築について、調査研究を推進

② 幼児期の教育に関する調査研究 **幼**

- ・ 国立教育政策研究所幼児教育研究センター、大学、地方自治体、幼児教育関係団体、民間研究機関等からなる**国内外の研究ネットワークを構築**
- ・ 質の高い幼児教育とは何かを明らかにするため、国のプロジェクトとして、**大規模な長期縦断調査を実施**
- ・ **日本独自の質評価指標の開発や園内研修等において活用しやすい質評価指標の開発を推進**

幼保小の架け橋プログラムの実施について

- 幼保小の架け橋期の教育の充実を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を実施するため、幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）と参考資料（初版）を作成
- 令和4年度から3か年程度を念頭に、『全国的な架け橋の充実』と『モデル地域における先進事例の実践』を並行して推進
- 「幼保小の架け橋プログラム」のねらいは次のとおり
 - ・幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、カリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進
 - ・3要領・指針、特に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の正しい理解を促し、教育方法の改善に生かしていくことができる手立てを普及
 - ・架け橋期に園の先生が行っている環境の構成や子供への関わり方に関する工夫を見える化し、家庭や地域にも普及 など

地域における体制のイメージ

自治体：地域の全関係機関の参画による「幼保小の架け橋期のカリキュラム」の開発、実施、評価・改善

○架け橋期のカリキュラム開発会議

【構成員】

- ・幼稚園、保育所、認定こども園、小学校
- ・教育委員会、子育て担当部局
- ・教員等養成や研修に関わる大学や専門学校
- ・保護者や地域の関係者
- ・架け橋期のコーディネーター（有識者）
- ・幼保小の関係団体
- ・有識者

幼稚園関係団体
保育所関係団体
認定こども園関係団体
小学校関係団体
※団体間の連携の強化、団体主催の研修や会議を活用した普及啓発

大学等

※取組への助言、養成・研修への反映等

家庭・地域

※子供の育ちの共有、各園・小学校の取組への協力

様々な立場から意見や事例（動画や画像を含む）を出し合っ
て話し合う



幼保小の架け橋プログラムの実施に
向けての手引き（初版）

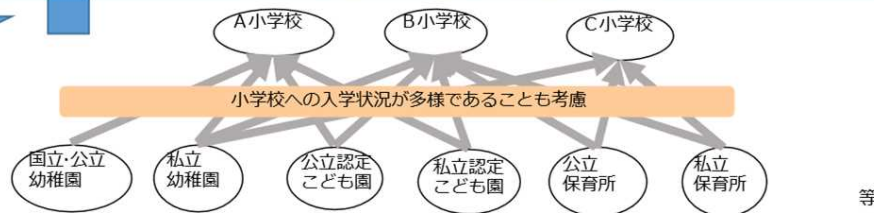
令和4年3月31日
文部科学省

※開発会議、園・学校、自治体が本プログラムを進めていく上でのイメージについて、基盤づくりから改善・発展サイクルの定着に至るまでの4つのフェーズから記載。自分たちが、今このフェーズにいるのかを判断し、次のフェーズに向けた取り組みのイメージ例も記載。

【取組内容】

- 手引き（初版）、参考資料（初版）を活用しつつ、
- 架け橋期のカリキュラムの開発
- カリキュラムの実施に必要な研修、教材としての環境の活用等の開発
- 持続的・発展的な架け橋期のカリキュラムに必要な支援
- 国による架け橋期の教育の質保障の枠組みからの助言や各園・小学校の実践の検証結果を踏まえ改善 等

架け橋期のカリキュラムを踏まえ、教育課程編成・指導計画作成、実施
各園・小学校において、接続をコーディネートする者の明確化
持続的・発展的に実施する組織体制の構築



架け橋期の教育の質保障(国)

【検証体制】

- ・幼保小の接続期の教育の質的向上に関する検討チームのメンバー及び関係者 等

【検証等の内容】

- ①実態調査
- ②改善事項の整理
取組推進

質保障

幼児教育推進体制等を通じ、事業の成果を全国の取組に普及・反映

全国的な取組の実施と併せて行う

幼保小の架け橋プログラム事業
令和5年度予算額 2.2億円

- ・幼保小の架け橋プログラムについて、モデル地域において具体的に開発し実践
- ・モデル地域の成果検証の実施

※「幼児教育の質保障に関する調査研究」に関する金額を除く予算額

幼保小の架け橋プログラムに関する動画

- 文部科学省では、幼保小の架け橋プログラムの推進に当たって、幼保小の関係者において「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けてのガイド（初版）」等に関する理解を深めていただくための動画を公開。
- 加えて、中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における幼保小の架け橋プログラムの議論に携わっていただいた委員の方々等より、幼保小の架け橋プログラムへの思いや期待すること、進めるに当たって配慮すること等についてお話しいただいた動画を公開。

☆文部科学省HP：幼保小の架け橋プログラム（右のQRコードからもアクセスいただけます。）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm



公開中の動画

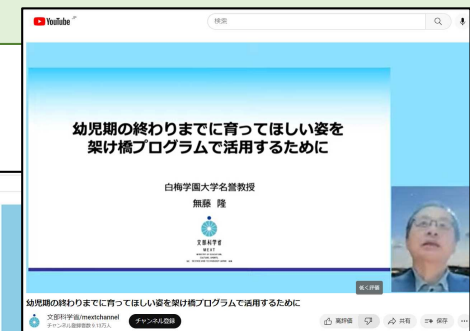
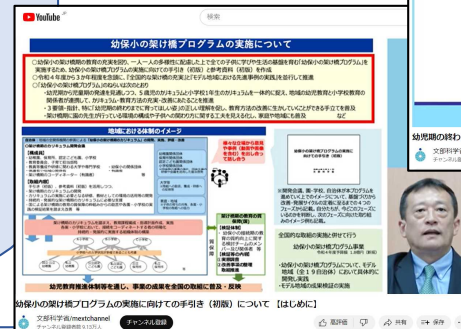
※令和4年11月末時点で公開しているもの。説明者の肩書きは動画公開時のもの。
※いずれも文部科学省YouTubeチャンネルにて公開。

幼保小の架け橋プログラムの実施に向けてのガイド（初版）等に関する動画

- 【はじめに】：幼保小の架け橋プログラムのねらいや概要等について。
（説明者：安彦 広斉 大臣官房審議官（初等中等教育担当））
- 【その1】：ガイドの全体像について。
（説明者：大杉 住子 初等中等教育局幼児教育課長）
- 【その2】：ガイドの「3.架け橋期のカリキュラム開発会議における取組」について。
（説明者：澤田 佳代 同局幼児教育課子育て支援指導官）
- 【その3】：ガイドの「4.園・小学校における架け橋期のカリキュラムに関する取組」「5.園・小学校における実施に必要な体制づくり」について。
（説明者：横山 真貴子 同局幼児教育課幼児教育調査官）
- 【その4】：ガイドの「6.自治体における支援体制づくり」「7.幼児教育推進体制を通じた幼保小の架け橋プログラムの普及」について。
（説明者：藤岡 謙一 同局幼児教育課幼児教育企画官）
- 【その5】：ガイドの「架け橋期のカリキュラムの共通の視点の例」等について。
（説明者：小久保 篤子 同局幼児教育課教科調査官
齋藤 博伸 同局教育課程課教科調査官）

幼保小の架け橋プログラムに期待すること（動画）

- 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を架け橋プログラムで活用するために
（説明者：無藤 隆 白梅学園大学名誉教授）
- ※今後も、「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」委員等による動画を随時拡充予定。



保育所保育指針に基づき、**保育所における保育内容等の評価による保育の改善**に資するよう、保育所保育の特性を踏まえた保育内容等の自己評価の基本を示し、各保育所が、保育内容等の評価に取り組む際に活用する。



1 保育内容等の評価の基本的な考え方

- ・保育所保育指針に基づく「保育内容等の評価」について、目的と意義・対象・主体・全体像など、基本的な考え方について記載
 - (1) 保育所保育指針に基づく保育内容等の評価
 - (2) 保育内容等の評価の目的と意義
 - (3) 保育内容等の評価の全体像と多様な視点の活用

2 保育士等による保育内容等の自己評価

- ・保育士等が子どもの理解を踏まえ自らの保育の計画と実践について行う評価の基本的な流れと内容について記載
 - (1) 保育士等が行う保育内容等の自己評価の流れ
 - (2) 保育における子どもの理解
 - (3) 保育の計画と実践の振り返り
 - (4) 保育の改善・充実に向けた検討

3 保育所による保育内容等の自己評価

- ・保育所が、全職員の共通理解の下で組織として取り組む自己評価に関して、基本的な流れと内容について記載
 - (1) 保育所が組織として行う保育内容等の自己評価の流れ
 - (2) 評価の観点・項目の設定
 - (3) 現状・課題の把握と共有
 - (4) 保育の改善・充実に向けた検討

4 保育所における保育内容等の自己評価の展開

- ・保育士等の自己評価とそれを踏まえた保育所の自己評価の取組の進め方、効果的・効率的な評価の実施のための留意や工夫等について記載
 - (1) 保育の記録とその活用
 - (2) 保育所における取組の進め方
 - (3) 自己評価の方法とその特徴
 - (4) 自己評価に当たって考慮すべき事項

5 保育内容等の自己評価に関する結果の公表

- ・保育内容等の自己評価に関する結果の公表について、その意義・方法の例、公表に当たっての留意事項等について記載
 - (1) 自己評価の結果を公表する意義
 - (2) 自己評価の結果の公表方法
 - (3) 自己評価の結果の公表に当たって留意すべき事項

別添:保育内容等の自己評価の観点(例)、関係法令等

- 保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）の活用にあたって、各保育所が自己評価の取組を行う際の具体的な留意点や工夫例について、ガイドラインの改訂内容の検討にあたって保育の現場から得られた知見等を踏まえ記載。



1 未来の保育実践を 考えるための「評価」



2 自己評価の実施に当たって 大切にしたいこと

日々の保育に**手応え**
が生まれ、保育がよ
り**楽しくなる**評価に



自己評価の基盤となる
「**子どもの理解**」

互いに**肯定的な理解**
と**評価**ができる
職場の環境づくり

3 取組を進めていく際のポイント

明日の保育に向けた
日常的な記録・計画
の活用



既存の評価項目を
用いる際の
留意点と工夫



会議やミーティング
の工夫



園長・主任の役割



保護者や地域
との連携

園内・外部研修
や評価などの
活用



- 保育の質の向上に結びつけるとともに、評価結果の公表が保護者の適切な選択に資するための情報となることを目的。
- 自己評価の取組に加え、より多様な視点を取り入れる観点から、第三者評価を活用することが重要。
- より客観的な評価につながるものであり、第三者評価を受ける前の自己評価に職員一人一人が主体的に参画することで、職員の意識改革と協働性が高められることや、第三者評価結果を保護者へ報告することによって協働体制を構築すること等の意義。

共通評価基準ガイドライン

- I 福祉サービスの基本方針と組織
- II 組織の運営管理
- III 適切な福祉サービスの実施

I 福祉サービスの基本方針と組織

- 理念・基本方針
- 経営状況の把握
- 事業計画の策定
- 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

II 組織の運営管理

- 管理者の責任とリーダーシップ
- 福祉人材の確保・育成
- 運営の透明性の確保
- 地域との交流、地域貢献

III 適切な福祉サービスの実施

- 利用者本位の福祉サービス
- 福祉サービスの質の確保

内容評価基準ガイドライン

社会福祉事業種別ごとの評価項目

(保育所版)

I 保育内容

- 全体的な計画の作成
- 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- 健康管理
- 食事

II 子育て支援

- 家庭との緊密な連携
- 保護者等の支援

III 保育の質の向上

- 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

「保育所における感染症対策ガイドライン」の概要

<目的>

保育所保育指針に基づき、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえた感染症対策の基本を示し、保育士等が医療関係者や関係機関と連携し、感染症対策に取り組む際に活用する。

1. 感染症に関する基本的事項

- ・ 乳幼児及び保育所の特性、感染症の発生要因を踏まえ、個人と集団の健康確保の観点から行う感染症対策の基本
 - (1) 感染症とその三大要因
 - (2) 保育所における感染症対策
 - (3) 学校における感染症対策

2. 感染症の予防

- ・ 感染者への対応、各感染経路の特徴と対策、予防接種の基本的事項、日常的な衛生管理の具体的方法等
 - (1) 感染予防
 - ア) 感染源対策
 - イ) 感染経路別対策
 - ウ) 感受性対策（予防接種等）
 - エ) 健康教育
 - (2) 衛生管理
 - ア) 施設内外の衛生管理
 - イ) 職員の衛生管理

3. 感染症の疑い時・発生時の対応

- ・ 感染症の早期発見、発生時の処置、家庭や地域との連携、罹患後の登園再開に係る基本的考え方と具体的手順等
 - (1) 感染症の疑いのある子どもへの対応
 - (2) 感染症発生時の対応
 - (3) 罹患した子どもが登園する際の対応

4. 感染症対策の実施体制

- ・ 保育所内の組織的取組、保健所等の関係機関との連携等、保育所内外における実施体制整備の重要性
 - (1) 記録の重要性
 - (2) 医療関係者の役割等
 - ア) 嘱託医の役割と責務
 - イ) 看護師等の役割と責務
 - (3) 関係機関との連携
 - (4) 関連情報の共有と活用
 - (5) 子どもの健康支援の充実

別添 1 具体的な感染症と主な対策(特に注意すべき感染症) (感染症ごとの症状、予防・治療方法、感染拡大防止策、罹患した子どもの登園のめやす等)
別添 2 保育所における消毒の種類と方法 (消毒薬の種類・用途及び希釈方法等)
別添 3 子どもの病気～症状に合わせた対応～ (発熱や嘔吐等、症状に応じた具体的な対応方法や留意事項等)
別添 4 医師の意見書及び保護者の登園届 (罹患後の登園再開に関する基本的考え方を踏まえた書類の参考様式等)
参考 感染症対策に資する公表情報 (感染症対策に資する公表情報のURL)
関係法令等 (保育所保育指針、学校保健安全法、感染症法等)

- ・2018年 3月 「保育所における感染症対策ガイドライン」(2009年作成、2012年改訂)を改訂
- ・2021年8月 一部改訂(同年10月・11月一部修正)(予防接種、麻しん・風しんに関する特定感染症予防指針の一部改正、新型コロナウイルスコラム、新規薬事承認(消毒薬関係)の修正・追記)
- ・2022年10月 一部改訂(予防接種、衛生管理に関する参考情報及び新型コロナウイルス感染症に関する情報等に関する記載の修正・追記)
- ・2023年 5月 一部改訂(同年7月、10月一部修正)(新型コロナウイルス感染症の「登園のめやす」の設定、新型コロナウイルス感染症に関する情報の更新等)

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」の概要

<目的>

保育所保育指針に基づき、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえたアレルギー対応の基本を示し、保育士等の職員が医療関係者や関係機関との連携の下、各保育所においてアレルギー対応に取り組む際に活用する。

第Ⅰ部：基本編

1. 保育所におけるアレルギー対応の基本

○ 乳幼児期のアレルギー疾患、保育所における対応の基本原則、生活管理指導表の活用、緊急時の対応（「エピペン[®]」使用）等

- (1) アレルギー疾患とは
- (2) 保育所における基本的なアレルギー対応
ア) 基本原則 イ) 生活管理指導表の活用
ウ) 主な疾患の特徴と保育所の対応の基本
- (3) 緊急時の対応
(アナフィラキシーが起こったとき（「エピペン[®]」使用）)

2. アレルギー疾患対策の実施体制

○ 記録の重要性（事故防止の取組）、災害への備え、保育所内外の関係者の役割、関係機関との連携・情報共有等

- (1) 保育所における各職員の役割
ア) 施設長（管理者） イ) 保育士
ウ) 調理担当者 エ) 看護師 オ) 栄養士
- (2) 関係者の役割と関係機関との連携
ア) 医療関係者の役割
イ) 行政の役割と関係機関との連携

3. 食物アレルギーへの対応

○ 原因食品の完全除去による対応（安全を最優先）、誤食の発生要因と対応、食育活動と誤食との関係等

- (1) 保育所における食事提供の原則
(除去食の考え方等)
・組織的対応、完全除去、安全配慮
- (2) 誤食の防止
・誤食の発生要因と対応
・食育活動と誤食との関係

第Ⅱ部：実践編（生活管理指導表に基づく対応の解説）

※生活管理指導表：保育所におけるアレルギー対応に関する、子どもを中心に据えた、医師と保護者、保育所の重要な“コミュニケーションツール”

○ 乳幼児がかかりやすい代表的なアレルギー疾患ごとに、概要（特徴、原因、症状、治療）を明記した上で、「生活管理指導表」に基づく適切な対応に資するよう、「病型・治療」欄の解説、「保育所での生活上の留意点」に求められる具体的な対応を解説。

- (1) 食物アレルギー・アナフィラキシー
- (2) 気管支ぜん息
- (3) アトピー性皮膚炎
- (4) アレルギー性結膜炎
- (5) アレルギー性鼻炎

参考様式

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（アレルギー疾患を有する子どもへの対応に関する医師の診断指示を記載）

緊急時個別対応票（アナフィラキシー発症等、緊急時対応のための事前確認及び対応時の記録）

除去解除申請書（食物アレルギーの除去食対応における解除申請の書類）

参考情報

アレルギー疾患対策に資する公表情報（関連する公表情報のURL）

関係法令等

保育所保育指針、アレルギー疾患対策基本法、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な方針等

「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」

(文部科学省・厚生労働省・内閣府著作 教師等用資料)

障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導

令和5年3月

文部科学省
厚生労働省 内閣府

『幼稚園における心身に障害のある幼児の指導のために』
(昭和62年文部省) を改訂 ■令和5年3月 文部科学省HP掲載

『幼稚園教育要領』等の基本的な考え方は変わらない
要領改訂を踏まえ内容を充実

【充実した内容の例】

- 幼児教育を行う中での障害のある幼児への指導の考え方
- 幼児教育におけるアセスメント
- 障害種ごとの基本的な理解と支援
- 教育支援の体制整備や専門機関との連携
- 個別の教育支援計画と個別の指導計画 など

第1章 幼児教育の基本

幼児教育の基本について記述

第2章 園における障害のある幼児などへの指導

幼児教育を行う中での障害のある幼児などへの指導を行う際の考え方などについて記述

第3章 障害のある幼児などへの指導における基本的な考え方

障害のある幼児などの合理的配慮、幼児教育におけるアセスメント、子育ての支援などの基本的な考え方について記述

第4章 障害に関する基本的な理解と障害のある幼児などの困難さに応じた支援の手立ての考え方

障害種ごとの基本的な理解と支援の手立などについて記述

第5章 教育支援の体制整備

体制整備の必要性、個別の教育支援計画と個別の指導計画、専門機関や保護者との連携、小学校への円滑な接続などについて記述

第6章 園における障害のある幼児などの支援の実際(実践事例)

障害のある幼児などへの指導の参考となるよう、具体的な事例を紹介

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/>

発達障害ナビポータル

発達障害ナビポータルは、国が提供する発達障害の情報に特化したポータルサイトです。発達障害のあるご本人・ご家族や関係者、全国の支援機関の皆さまに幅広くご利用いただけるよう、信頼のおける情報の提供を行っています。

このポータルサイトは、厚生労働省と文部科学省の協力のもと、国立障害者リハビリテーションセンター（発達障害情報・支援センター）と国立特別支援教育総合研究所（発達障害教育推進センター）が共同で運用しています。

発達障害ナビポータル
国が提供する発達障害に特化したポータルサイト

キーワードを入力 検索

ご本人・ご家族の方 支援機関の方

発達障害ナビポータルは、厚生労働省と文部科学省の協力の下、国立障害者リハビリテーションセンター（発達障害情報・支援センター）と国立特別支援教育総合研究所（発達障害教育推進センター）の両センターが共同で運用する発達障害に関する情報に特化したポータルサイトです。

啓発パンフレットの紹介
発達障害情報・支援センターについて
発達障害教育推進センターについて
「生徒指導リーフS」のご紹介
世界自閉症啓発デー日本実行委員会

発達障害情報・支援センターの紹介
発達障害に関する国民の理解を促進し、発達障害のある人たちが自信や誇りをもって生活できるように、信頼のおける情報を提供するとともに、様々な形での間接支援を行っています。

発達障害情報・支援センターについて

ご本人・ご家族

- 乳幼児期
- 学童期・思春期
- 青年期・成人期
- 保護者・家族向け
- 働く
- 暮らし
- 特集
- お知らせ
- トピックス
- イベント
- 情報検索ツール『ココみて』

ナビポータル
トップページ

情報検索ツール
「ココみて」
(KOKOMITE)

外国人保護者向け
パンフレット

自治体取組
情報検索

発達障害ナビポータル <https://hattatsu.go.jp/>



… ロゴマークの意味

…
ご本人・ご家族とそれを取り巻く教育、医療・保健、福祉、労働の関係者が互いに理解し手を取り合うこと(5人が手をつなぎ輪になっている)、乳幼児期から高齢期までの全ライフステージに渡り、切れ目の無い支援(重なり合った6つの輪)ことを表現しています。

研修コンテンツ集

災害時の
発達障害児・
者支援

発達障害に関するオンライン研修

発達障害情報・支援センターでは、発達障害支援に関わる様々な研修コンテンツを発信しております。ぜひご活用ください。

令和5年12月作成


発達障害ナビポータル

\さらに充実しました/
研修コンテンツ集

こんな方におすすめ

- ・教育と福祉の連携について学びたい支援者
- ・ペアレント・トレーニングを学びたい支援者

実践編
ペアレント・トレーニング
のスキルを教育・保育現場に活かす



「研修実施ガイド」には、「研修カリキュラム」40項目、研修カリキュラムを活用した「研修プログラム」12例が掲載されています。教育委員会や福祉部局が研修会を企画・実施する際にご利用ください。

- ▶ 教員と福祉支援者の連携のための合同研修会
- ▶ 教員対象の福祉理解のための研修会
- ▶ 福祉支援者対象の教育理解のための研修会

令和4年度 家庭と教育と福祉の連携推進のためのシンポジウム



研修コンテンツ集の視閲や資料ダウンロードはこちら

発達障害ナビポータル

https://hattatsu.go.jp/ddnp/supporter/training_video_distribution/



主な研修コンテンツ
「ペアレント・トレーニング等に関する研修」 ペアレント・トレーニングの地域実践に関して、基本的な考え方や実施する上でのポイント等について、講師の先生方に分かりやすくご講義いただきました。ぜひご覧ください。
「教育と福祉連携のための研修ガイド・モデル研修動画集」 発達障害児者の支援にかかわる教育・福祉関係者向けの「研修カリキュラム」や「モデル研修動画」等です。
「教育と福祉の連携構築に向けた実践報告」 地域における教育と福祉の連携推進の取組についての報告です。
「発達障害児者の支援に関する標準的な研修プログラム」 new これまで発達障害者支援センター会員エリアで限定公開していた厚労科研成果物「発達障害児者の支援に関する標準的な研修プログラム究（厚生労働科学研究・辻井班）」計30本の研修コンテンツについて、「発達障害ナビポータル」支援者向けページ上にて一般公開しました。



詳しくは
発達障害ナビ・ポータル
研修コンテンツ集を参照

初めてご利用になる際に利用登録が必要です。

保育所等における外国籍等の子どもの保育に関する取組事例集

①目的

- 平成30年12月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、今後さらに外国籍等の子ども・保護者の増加が見込まれます。「保育所保育指針」においても、改定にあたり外国籍家庭への支援が示されました。
- 本事例集は、市区町村の保育部局および実際に受入れを行う保育所等の職員を対象として、外国籍等の子ども・保護者の保育を行ううえでの基本的な考え方や具体的な自治体・保育所等の事例について紹介することを目的として作成されました。



②構成

- 本事例集は全5章で構成されています。各章の概要は以下のとおりです。

はじめに

本事例集のねらい、対象者、構成について説明しています。

第1章 外国籍等の子ども・保護者の受入に関する現状

市区町村を対象としたアンケートの結果にもとづき、外国籍等の子ども・保護者の受入れにあたって市区町村・保育所等が抱えている課題についてみていきます。



第2章 外国籍等の子どもの保育にあたっての基本的な考え方と配慮のポイント

保育所保育指針もふまえながら、外国籍等の子どもの保育にあたっての基本的な考え方と配慮のポイントについて解説しています。



第3章 外国籍等の子ども・保護者の受入れから卒園まで

保育所等の入園申し込みから卒園までの各場面における、市区町村や保育所等での課題や取組のポイント、実際の市区町村や保育所等における取組事例を紹介しています。詳しい内容は次頁に掲載しています。



第4章 個別事例

2つの市区町村を取り上げ、外国籍等の子どもの保育に関する取組が始まった経緯や取組内容、他部局との連携状況等について詳しく紹介しています。

第5章 お役立ちツール集

外国籍等の子ども・保護者の受入にあたって参考となる情報（国や関連機関が作成しているツール等）を掲載しています。

③掲載事例

①入園申込みまで

- ・ 保育所等の制度や手続きに関する多言語での周知
- ・ 入園前の問い合わせ等への多言語対応
- ・ 産後から保育所等入所までの継続的支援



②入園時

- ・ 入園のしおりの多言語化
- ・ 入園説明会での多言語対応
- ・ 入園面接での対応



体制整備

- ・ 保育所等への通訳等の派遣・配置
- ・ 保育士・保育助手等の配置の工夫や充実
- ・ 職員への研修
- ・ 保育所間のネットワーク構築



③在園中

子どもへの配慮

- ・ 母語に配慮した保育所内での表示や声かけ
- ・ 言葉や文化の違いが発達の壁とならないような支援
- ・ わかりやすい日本語やイラスト等の使用
- ・ 宗教や生活習慣の違いへの配慮・保育内容の見直し
- ・ 各国の文化をお互いを知るための取組



保護者への配慮

- ・ 文書の多言語化、わかりやすい日本語やイラスト、翻訳機の使用
- ・ 保育に関するルール・認識の違い等への配慮
- ・ 子育て、日常生活の支援
- ・ 保護者間の交流促進
- ・ 緊急対応等のサポート



④卒園時

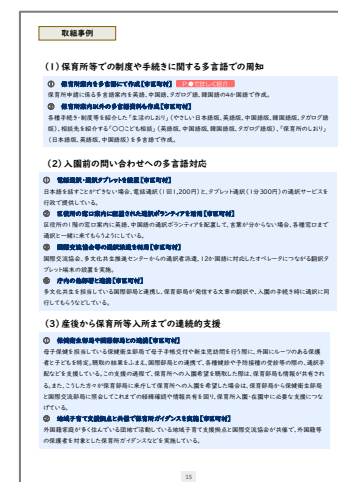
- ・ 小学校の制度や手続きに関する周知
- ・ 就学に向けた個別的な指導や支援
- ・ 小学校との連携強化
- ・ 地域の日本語教室等に関する情報提供



④ページ例



市区町村・保育所等が抱える課題や、各場面において有効と考えられる取組のポイント、注意点を解説しています



取組ごとに、実際の市区町村・保育所等の事例を紹介しています

事例集をご覧になりたい場合は・・・

「外国籍等の子どもの保育に関する事例集」および本事業報告書は、三菱UFJリサーチ&コンサルティングホームページよりダウンロードできます。

https://www.murc.jp/library/survey_research_report/koukai_200427/

※本事業の報告書には、各自治体の多言語資料の実例も掲載しています。あわせてご覧ください。

外国籍等の子どもへの保育に関する取組ポイント集（概要）

第1節 位置付け

本取組ポイント集では、市区町村の保育担当部局を対象に、各市区町村において外国籍等の子どもの円滑な保育所等利用に向けた取組を具体的に検討する際の参考となるよう、取組の検討・実施の過程で考えられるステップを示すとともに、実施する取組内容の類型ごとに、現在実施されている具体的な取組事例を紹介しつつ、より詳細な解説を行っている。

第2節 在籍状況及び市区町村の取組状況

1. 保育所等に在籍する外国籍等の子どもの数

外国籍等の子どもが在籍している保育所等の割合は**60.2%**

日本全国の保育所等に在籍する外国籍等の子どもの人数は**73,549人（推計）**（うち外国籍22,589人、日本国籍20,059人、国籍不明30,721人）

2. 市区町村による施策の取組状況

(1) 外国籍等の子ども・保護者の支援に関する施策の取組状況（主な取組）

- ① **人員配置等による支援**（自治体雇用職員の派遣等）
- ② **ICTを活用した言語的支援**（自治体による翻訳機器の購入・貸与等）
- ③ **資料翻訳等**（資料のひな形の多言語化等）
- ④ **就学前支援**（教育委員会等が実施する就学前教育の案内等）
- ⑤ **人材育成・職員教育**（情報交換の場を設けるなどの保育所間の連携支援等）

(2) 施策の立ち上げを後押しした要因（主なもの）

「関連予算の獲得」、次いで「保育現場から問題提起や意見を受け付ける機会の設定」や「所管課職員の理解・リーダーシップ」、「所管課以外の関係部署間の連携」が高い割合。

(3) 施策の立ち上げに当たって直面した課題

「外国にルーツを持つ子ども・保護者対応の専門的知識がなかった」、「外国にルーツをもつ子どもの基礎情報の把握が難しかった」、「これまで類似の経験が無く、何から着手すれば良いかわからなかった」等の割合が高く、**各市区町村とも、経験・知識等が限られていたことが課題。**

(4) 今後の取組意向

「現在は取り組んでいないが、新規に取組が必要」と考えられている施策として、**「ICTを活用した言語的支援」**が高い割合。また、「**人材育成・職員教育**」は、「現在取り組んでいる」とする割合が最も低い一方で、**取組の必要性を認識している市区町村においては、比較的早急に実施すべき事項であると認識されている**と考えられる。

第3節 取組を検討するためのステップ

1. 実態や現場のニーズの把握

市区町村内にどの程度外国籍等の子どもを受け入れている保育所があるかを確認し、アンケートやヒアリング等によりニーズを把握する。

2. 予算や人員の確保

活用できる国の制度や、都道府県の施策を把握。人材確保に当たっては、庁内の国際関係部局に在籍する通訳等の活用。

3. 他部局・関係機関との連携

保健衛生部局や国際部局、教育部局等の庁内部局や、国際交流協会、子育て支援団体等の地域の関係機関との連携。

4. 効果検証、取組の見直し

施策の利用実績の把握や保育所等・保護者に対するアンケート調査、ヒアリング等の調査により、効果を検証し、課題認識、取組改善につなげる。

第4節 在籍状況及び市区町村の取組状況（テーマ別の例）

テーマ	取組内容
① 人員配置等による支援	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳の配置・派遣 ・保育士・保育補助者の配置
② ICTを活用した言語的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・翻訳機器の支給・貸出
③ 通常の保育での支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村による翻訳支援 ・共通資料のひな形を多言語化 ・よく用いる表現を翻訳した資料の作成 ・言語や文化の違いが発達の壁とならないような支援
④ 就学前支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育部局と教育部局で連携した支援 ・就学に向けた個別的支援
⑤ 人材育成・職員教育	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所職員向けの研修実施や保育所間の連携支援

第5節 参考情報（役立つ資料・ツール）

- かすたねっと（文部科学省）
<https://casta-net.mext.go.jp/>
 ・各都道府県・市区町村教育委員会等で公開されている多言語による文書や、外国人児童生徒等のための日本語指導・教科指導教材等、様々な資料を検索可能
- 外国人児童生徒受入れの手引（改訂版）（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm
 ・日本語指導担当教員・支援者、学級担任支援者等を対象に、外国人児童生徒等受入れ・指導体制を整えるために取り組むべき内容を整理。
- 世界の学校体系（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/detail/1396836.htm
 ・世界各国の教育行政制度等のデータを掲載。
- 外国人児童生徒のための就学ガイドブック（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm
 ・英語、韓国・朝鮮語等計7カ国語の各言語別の就学案内。
- 国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）の多言語音声翻訳技術を活用した民間の製品・サービス事例（国立研究開発法人情報通信研究機構）
<https://gcp.nict.go.jp/>
 ・多言語音声翻訳アプリの紹介
- 外国語版予防接種と子どもの健康2020年度版（公益財団法人予防接種リサーチセンター）
<http://www.yoboseshu-rc.com/publics/index/8/>
 ・予防接種に関する説明資料と予診票を16か国語に翻訳。利用にあたっては実績の報告が必要。

保育所等における在園児の保護者への子育て支援 相談等を通じた個別的な対応を中心に

基本編

1. 保育所等における子育て支援の意義と役割

- (1) 子育てをめぐる保護者の現状と支援のニーズ
- (2) 保育所等における子育て支援の目的と意義
- (3) 地域の中で保育所等に求められる役割

2. 保育所等における子育て支援の基本

- (1) 支援に際しての基本姿勢
- (2) 組織としての体制構築

実践編

1. 日常的なコミュニケーションを通じた支援の基盤づくり

- (1) 日常的なコミュニケーションや働きかけを通じた保護者との関係構築
- (2) 保護者が相談しやすい環境づくり

2. 個別的な支援が必要な家庭への気づき、状況把握

- (1) 子どもや保護者の様子からニーズを察知する視点
- (2) 記録とアセスメントの方法

3. 相談支援の方法

- (1) 個別的支援の始まりに際しての働きかけ、対応
- (2) 関係機関への支援のつなぎ方
- (3) 個別的な支援に対応する際のポイント

4. 相談支援を支える園内の体制

- (1) 職員間の情報共有
- (2) 個別支援にあたる保育士等のサポート
- (3) 支え合う組織づくりを目指して

5. 相談支援を支える園外の体制

- (1) 地域内での情報共有
- (2) 自治体・関係機関・地域の子育て資源等との役割分担、連携
- (3) 関係機関との連携・ネットワーク構築の重要性とその支援
- (4) 関係機関との情報共有の際の情報管理
- (5) 保育士等の資質向上（研修等）



<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/kosodate-shien-chousa/>

【コラム】 理不尽な要求を繰り返す保護者への対応に関する留意点

【資料編】 本資料の用語について・記録ツールの参考例・関係機関や制度・参考資料

「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引き等について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

教材・指導の手引き等の内容

- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。
- ・教材動画、教員研修用動画を作成。

（教材の主な内容）



【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。

教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



VI. 參考資料

「保育人材確保事業の実施について」
新旧対照表（案）（抜粋）

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">こ成保第 312 号 令和 6 年 5 月 30 日 <u>一部改正 こ成事第 ※※ 号</u> <u>令和 ※年 ※月 ※日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">こども家庭庁成育局長 (公 印 省 略)</p> <p style="text-align: center;">保育人材確保事業の実施について</p> <p>地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育人材の確保等に必要な措置を総合的に講じることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、「保育人材確保事業の実施について」（平成 29 年 4 月 17 日雇児発 0417 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により人材確保事業を実施してきたが、今般、当該通知を廃止し、本通知により保育人材確保事業を定め、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、本事業の適正かつ円滑な実施に期するとともに、都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知願いたい。</p> <p>なお、令和 5 年度末までに実施したものについては、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 事業の種類</p> <ol style="list-style-type: none">1 保育士資格等取得支援事業2 保育士試験追加実施支援事業3 保育士養成施設に対する就職<u>等</u>促進支援事業4 保育士宿舍借り上げ支援事業5 保育人材等就職・交流支援事業6 保育体制強化事業7 保育補助者雇上強化事業8 保育士や保育事業者等への巡回支援事業	<p style="text-align: right;">こ成保第 312 号 令和 6 年 5 月 30 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">こども家庭庁成育局長 (公 印 省 略)</p> <p style="text-align: center;">保育人材確保事業の実施について</p> <p>地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育人材の確保等に必要な措置を総合的に講じることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、「保育人材確保事業の実施について」（平成 29 年 4 月 17 日雇児発 0417 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により人材確保事業を実施してきたが、今般、当該通知を廃止し、本通知により保育人材確保事業を定め、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、本事業の適正かつ円滑な実施に期するとともに、都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知願いたい。</p> <p>なお、令和 5 年度末までに実施したものについては、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 事業の種類</p> <ol style="list-style-type: none">1 保育士資格等取得支援事業2 保育士試験追加実施支援事業3 保育士養成施設に対する就職促進支援事業4 保育士宿舍借り上げ支援事業5 保育人材等就職・交流支援事業6 保育体制強化事業7 保育補助者雇上強化事業8 保育士や保育事業者等への巡回支援事業

- 9 保育士・保育所支援センター設置運営事業
- 10 保育士・保育の現場の魅力発信事業

第2 事業の実施

各事業の実施に当たっては、次によること。

- 1 保育士資格等取得支援事業実施要綱（別添1）
- 2 保育士試験追加実施支援事業実施要綱（別添2）
- 3 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業実施要綱（別添3）
- 4 保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱（別添4）
- 5 保育人材等就職・交流支援事業実施要綱（別添5）
- 6 保育体制強化事業実施要綱（別添6）
- 7 保育補助者雇上強化事業実施要綱（別添7）
- 8 保育士や保育事業者等への巡回支援事業実施要綱（別添8）
- 9 保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱（別添9）
- 10 保育士・保育の現場の魅力発信事業実施要綱（別添10）

別添1、2 （略）

別添3

保育士養成施設に対する就職等促進支援事業実施要綱

1 事業の目的

児童福祉法第18条の6第1号に定める指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）を卒業予定の学生に対する保育所等への就職を促すための取組や、中高生段階から就職時期までに渡って一貫して保育士としてのキャリア選択を後押しするための組織的な取組を積極的に行っている養成施設に対し、就職促進及びキャリア教育等のための費用を助成することで新規資格取得者の確保を図る。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

3 事業の内容

以下の取組を実施する養成校に対し、取組の実施に係る経費の一部を補助する。

① 中高生等に対する保育体験講座等の、中高と連携した取組の実施

地方自治体、保育関係団体、中等教育機関等と連携し、将来の職業について考え始める中高生等に対する取組として、保育士という職業の紹介、保育所等の見学・保育体験、大学の保育関係講座の受講機会の提供等、高等学校の進路指導担当者向けのセミナー・情報提供など、保

- 9 保育士・保育所支援センター設置運営事業
- 10 保育士・保育の現場の魅力発信事業

第2 事業の実施

各事業の実施に当たっては、次によること。

- 1 保育士資格等取得支援事業実施要綱（別添1）
- 2 保育士試験追加実施支援事業実施要綱（別添2）
- 3 保育士養成施設に対する就職促進支援事業実施要綱（別添3）
- 4 保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱（別添4）
- 5 保育人材等就職・交流支援事業実施要綱（別添5）
- 6 保育体制強化事業実施要綱（別添6）
- 7 保育補助者雇上強化事業実施要綱（別添7）
- 8 保育士や保育事業者等への巡回支援事業実施要綱（別添8）
- 9 保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱（別添9）
- 10 保育士・保育の現場の魅力発信事業実施要綱（別添10）

別添1、2 （略）

別添3

保育士養成施設に対する就職促進支援事業実施要綱

1 事業の目的

児童福祉法第18条の6第1号に定める指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）を卒業予定の学生に対する保育所等への就職を促すための取組を積極的に行っている養成施設に対し、当該取組の結果、保育所等に勤務することとなった学生が増加した割合に応じ、就職促進のための費用を助成することで新卒者の保育所等への就職促進を行うことにより、新規資格取得者の確保を図る。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、又は、都道府県が認めた者とする。なお、都道府県が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

養成施設を卒業予定の学生（以下「卒業予定者」という。）に対する保育所等への就職促進の一環として、下記4で定める要件を満たす養成施設に対し、同4（2）に掲げる施設に勤務することとなった学生の割合に応じ、当該取組に要した費用の一部を補助する。

育士を目指す学生を増やすことを目的とした継続的な活動を行うこと。

養成施設としての組織的な取り組みを促す観点から、中等教育機関等との連携協定等に基づき、本取組の対象となった中高生等の進学状況のフォローアップや、対象となった中高生等に対応する入学者選抜における配慮などの全学又は全学部的な取り組みを伴うものであること。

② 学生に対し実習以外で保育現場を体験する機会の提供

学生が自らの保育に対する考えや希望する働き方に合った保育現場で勤務し、保育士としてのモチベーション向上や離職防止等につながるよう、保育施設等と連携した大学推薦によるインターン制度等、実習施設以外での保育体験を行う機会を提供することにより、学生の特性に応じた就職先の選択を促すことを目的とした活動を行うこと。

養成施設としての組織的な取り組みを促す観点から、保育現場・自治体等とのインターンシップ協定等に基づき、本取組の対象となった学生の就職・離職状況のフォローアップなどの全学又は全学部的な取り組みを伴うものであること。

③ 保育職の魅力を伝えるキャリア教育・教科目等の実施

近年の保育士の働き方・処遇の改善状況、保育士という職種への期待と現実のギャップ（リアリティショック）等を扱う講座の開講や保育士として現場で活躍する養成施設卒業者（OB・OG）との交流の機会の提供など、保育士を志す学生の保育職への就職意欲を維持・向上させることを目的とした活動を行うこと。

養成施設としての組織的な取り組みを促す観点から、保育現場・自治体等との協定等に基づく科目等の設定や、本取組の対象となった学生の就職志望動向、保育現場への就職・離職状況のフォローアップ等の全学又は全学部的な取り組みを伴うものであること。

なお、本事業においては、保育士・保育所支援センターと連携し、保育士資格を有するものであって、保育士として就業していない方を対象とすることも可能とする。

④ 卒業生へのアフターフォローや保育士・保育所支援センターと連携した就職支援の実施

卒業生が保育現場へ就職後、保育士としての悩みや課題を母校で相談できる体制の整備や、離職した際に他の保育所等への再就職につなげるための、保育所・保育士支援センターへの登録指導やセンターと連携した情報提供を行う等、学生の保育士としての就職継続・離職防止を目的とした活動を行うこと。

養成施設としての組織的な取り組みを促す観点から、就職支援部門と連携し、自治体・保育所・保育士支援センター等との連携協定等に基づき、卒業生の保育士としての勤続状況、離職状況のフォローアップを行う等、全学又は全学部的な取り組みを伴うものであること。

4 実施要件

(1) 本事業の補助を受けようとする養成施設は、3の各号に掲げる取組のうち3つ以上を実施することとし、各取組について、採択後3年間の達成目標を実施計画に盛り込むとともに、事業実施報告書においてフォローアップの状況について報告することとする。

4 実施要件

(1) 本事業の補助を受けようとする養成施設（以下「対象養成施設」という。）は、卒業予定者が下記（2）で定める施設（以下「対象施設」という。）への就職を促すため、以下の取組を実施すること。

- ① 保育士という職種への期待と現実とのギャップ（リアリティショック）に対応するための講座の開講
- ② 卒業予定者と保育士として現場で活躍する養成施設卒業者（OB・OG）との交流会の開催
- ③ 卒業予定者を対象とした就職説明会

(2) 都道府県知事は、事業の実施に当たっては、事業実施年度の※月までに事業の実施計画書（様式1）をこども家庭庁成育局成育基盤企画課まで提出すること。

また、事業を実施した都道府県知事は、事業実施年度の翌年の※月までに事業実施報告書（様式2）をこども家庭庁成育局成育基盤企画課まで提出すること。

(削除)

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

④ その他卒業予定者の対象施設就職促進のための取組の実施

(2) 卒業予定者の卒業後の勤務先の対象となる施設は、以下のとおりとする。なお、当該卒業予定者は、対象施設に保育士として勤務すること。

① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（保育所及び幼保連携型認定こども園を含む）

② 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち、児童福祉法第7条に規定する幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設及び幼稚園型認定こども園

③ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育及び同法同条第12項に規定する事業所内保育事業であって、法第34条の15第1項の事業又は同法同条第2項の認可を受けたもの

④ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特例教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に定める基準に該当する施設

⑤ 児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第35条第4項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの

ア 法第59条の2の規定により届出をした施設

イ 都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設

ウ 雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設

(3) 本事業は、卒業予定者の卒業後の対象施設への就職促進を図り、保育士を確保することを目的としているため、養成施設は、以下の①の要件を満たし、かつ、少なくとも②又は③いずれかの要件を満たしていること。

① 実施年度における卒業予定者に占める対象施設への就職内定の割合（以下「内定割合」という。）が、前年度における卒業予定者に占める対象施設への就職割合（以下「前年度就職割合」という。）の全国平均を上回っていること。

② 対象施設への内定割合が、養成施設の前年度就職割合と同率以上であること。

③ 過疎地域、離島及び中山間地域等（※）に所在する対象施設への就職内定の割合が、前年度の当該対象施設への就職割合と同率以上であること。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

※「過疎地域、離島及び中山間地域等」は以下の地域等とする。

・過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。）

・離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

・奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島）

・豪雪地帯及び特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯）

・辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地）

・振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山

(別添様式1)

保育士養成施設に対する就職等促進支援事業実施計画書

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長 殿

(元号) 年 月 日
都 道 府 県 知 事

①対象となる指定保育士養成施設名		
②指定保育士養成施設の所在地	(〒 -)	電話 () -
③令和 年度定員数		人
④令和 年度資格取得者数		人
⑤令和 年度就職状況	I 保育所・認定こども園	人
	II 幼稚園	人
	III I以外の児童福祉施設	人
	IV 児童福祉事業	人
	V その他の福祉事業	人
	VI その他の民間企業	人
⑥実施する事業	中高校生等に対する保育体験講座、高大連携プログラム等の実施	
	学生に対し実習以外で保育現場を体験する機会の提供	
	保育職の魅力を伝えるキャリア教育・教科目等の実施	
	卒業生へのアフターフォローや就職支援システムの導入等の手厚い就職サポートの実施	

村)

・小笠原諸島 (小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島)

・半島振興対策実施地域 (半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域)

・特定農山村地域 (特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域)

・沖縄の離島 (沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島)

(新規)

<p>⑦ 中高校生等に対する保育体験講座、高大連携プログラム等の実施</p>	<p>(全学又は全学部的な取組みであることを含め、事業の実施計画について具体的に記入してください。)</p>		
	<p>(採択後3年間の目標設定)【 年目】</p>		
<p>⑧ 学生に対し実習以外で保育現場を体験する機会の提供</p>	<p>(全学又は全学部的な取組みであることを含め、事業の実施計画について具体的に記入してください。)</p>		
	<p>(採択後3年間の目標設定)【 年目】</p>		
<p>⑨ 保育職の魅力を伝えるキャリア教育・教科目等の実施</p>	<p>(全学又は全学部的な取組みであることを含め、事業の実施計画について具体的に記入してください。)</p>		
	<p>(採択後3年間の目標設定)【 年目】</p>		

⑩ 卒業生へのアフターフォローや就職支援システムの導入等の手厚い就職サポートの実施	(全学又は全学部的な取り組みであることを含め、事業の実施計画について具体的に記入してください。)
	(採択後3年間の目標設定)【 年目】

(注) ③欄は、事業実施予定年度の定員数を記入すること。
 ④欄は、事業実施予定年度の前年度に指定保育士養成施設を卒業し、保育士資格を取得した方の人数を記入すること。
 ⑤欄は、事業実施予定年度の前年度に該当する施設等へ就職した人数を記入すること。
 なお、地域型保育事業は「保育所・認定こども園」に含めることとし、「その他の福祉事業」とは障害者福祉（児童福祉施設に該当するものを除く）や老人福祉事業を指し、「その他の民間企業」とは、Ⅰ～Ⅴのいずれにも当てはまらない事業を行う企業を指す。
 ⑥欄は、実施する事業について○を記入すること。
 ⑦～⑩欄は、実施要綱3に掲げる事業について実施を予定している事業の内容を具体的に記入すること。その際、各事業が全学又は全学部的な取り組みであることを示すとともに、その根拠となる資料を添付すること。
 また、各事業において、採択後3年間事業を継続して行うことを想定した数値目標を設定すること。【】には、事業を実施している年数を記入すること。(初めて申請を行う場合は1年目と記入。)

(別添様式2)

保育士養成施設に対する就職等促進支援事業実績報告書

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長 殿

(元号) 年 月 日
都 道 府 県 知 事

①対象となる指定保育士養成施設名		
②指定保育士養成施設の所在地	(〒 -)	電話 () -
③令和 年度定員数	人	
④令和 年度資格取得者数	人 (人)	
⑤令和 年度就職状況	I 保育所・認定こども園	人 (人)
	II 幼稚園	人 (人)
	III I以外の児童福祉施設	人 (人)
	IV 児童福祉事業	人 (人)
	V その他の福祉事業	人 (人)
	VI その他の民間企業	人 (人)
⑥実施した事業	中高生等に対する保育体験講座、高大連携プログラム等の実施	
	学生に対し実習以外で保育現場を体験する機会の提供	
	保育職の魅力を伝えるキャリア教育・教科目等の実施	
	卒業生へのアフターフォローや就職支援システムの導入等の手厚い就職サポートの実施	
⑦中高生等に対する保育体験講座、高大連携プログラム等の実施	(実施した事業の内容について具体的に記入してください。)	
	(目標達成状況)【 年目】	

⑧学生に対し実習以外で保育現場を体験する機会の提供	(実施した事業の内容について具体的に記入してください。)		
	(目標達成状況)【 年目】		
⑨保育職の魅力を伝えるキャリア教育・教科目等の実施	(実施した事業の内容について具体的に記入してください。)		
	(目標達成状況)【 年目】		
⑩卒業生へのアフターフォローや就職支援システムの導入等の手厚い就職サポートの実施	(実施した事業の内容について具体的に記入してください。)		
	(目標達成状況)【 年目】		

(注) ③欄は、事業実施年度の定員数を記入すること。

④欄は、事業実施年度に指定保育士養成施設を卒業し、保育士資格を取得した方の人数を記入すること。()には当該年度の前年度の人数を記入すること。

⑤欄は、事業実施年度に該当する施設等へ就職した人数を記入すること。

なお、地域型保育事業は「保育所・認定こども園」に含めることとし、「その他の福祉事業」とは障害者福祉（児童福祉施設に該当するものを除く）や老人福祉事業を指し、「その他の民間企業」とは、Ⅰ～Ⅴのいずれにも当てはまらない事業を行う企業を指す。()には当該年度の前年度の人数を記入すること。

⑥欄は、実施した事業について○を記入すること。

⑤～⑧欄は、実施要綱3に掲げる事業について実施した事業の内容を具体的に記入すること。
また、各事業において、設定した数値目標に対し、達成状況を記載すること。【】には事業
を実施した年数を記入すること。

別添4～10（略）

別添4～10（略）

「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の国庫補助について」新旧対照表（案）（抜粋）

【参考】1-3. 保育士キャリアアップ研修事業等の単価の設定について (p.7)

改正後					改正前				
別紙 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱 1～13（略） 別表1 （直接補助事業）					別紙 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱 1～13（略） 別表1 （直接補助事業）				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	子育て支援員研修事業	子育て支援員研修事業	こども家庭庁長官が認めた額	子育て支援員研修事業に必要な報酬、給料（会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金（負担金、補助金）（ただし、「子育て支援員研修事業実施要綱」の8に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。）	1 / 2
職員の資質向上・人材確保等研修事業	保育の質の向上のための研修等事業	<u>1. 保育の質の向上のための研修事業</u> 受講者1人当たり 11,000円 <u>2. 保育士試験合格者に対する実技講習事業</u> 受講者1人当たり 19,000円 <u>3. 保育実習指導者に対する講習事業</u> 受講者1人当たり 19,000円	保育の質の向上のための研修等事業に必要な報酬、給料（会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金（負担金、補助金）（ただし、「保育の質の向上のための研修等事業実施要綱」の5（2）に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。）	1 / 2	職員の資質向上・人材確保等研修事業	保育の質の向上のための研修等事業	<u>こども家庭庁長官が認めた額</u>	保育の質の向上のための研修等事業に必要な報酬、給料（会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金（負担金、補助金）（ただし、「保育の質の向上のための研修等事業実施要綱」の5（2）に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。）	1 / 2
	保育士等キャリアアップ研修事業	受講者1人当たり 14,000円	保育士等キャリアアップ研修事業に必要な報酬、給料（会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金（負担金	1 / 2	保育士等キャリアアップ研修事業	保育士等キャリアアップ研修事業	<u>こども家庭庁長官が認めた額</u>	保育士等キャリアアップ研修事業に必要な報酬、給料（会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金（負担金	1 / 2

			、補助金) (ただし、「保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱」の4(2)に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。)	
新規卒業者の確保、就業継続支援事業	<u>1. (1) 指定保育士養成施設の在学 生に対する就職説明会</u> <u>①参加者100人未満 1回当たり172,000円</u> <u>②参加者100人以上 1人当たり5,000円</u> <u>(2) 指定保育士養成施設の在校生と保育所に勤務する保育士との交流会</u> <u>1回当たり67,000円</u> <u>2. 就業継続支援研修 研修1回当たり 175,000円</u> <u>3. 潜在保育士の再就職を支援する研修 研修1回当たり 175,000円</u>	新規卒業者の確保、就業継続支援事業に必要な報酬、給料(会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金(負担金、補助金) (ただし、「新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要綱」の6(2)に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。)	1 / 2	

以下略

別表 2

(間接補助事業)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
職員の資質向上・人材確保等研修事業	保育士等キャリアアップ研修事業	<u>受講者1人当たり 14,000円</u>	保育士等キャリアアップ研修事業に必要な報酬、給料(会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金(負担金、補助金) (ただし、「保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱」の4(2)に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。)	1 / 2

以下略

			、補助金) (ただし、「保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱」の4(2)に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。)	
新規卒業者の確保、就業継続支援事業	<u>こども家庭庁長官が認めた額</u>	新規卒業者の確保、就業継続支援事業に必要な報酬、給料(会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金(負担金、補助金) (ただし、「新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要綱」の6(2)に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。)	1 / 2	

以下略

別表 2

(間接補助事業)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
職員の資質向上・人材確保等研修事業	保育士等キャリアアップ研修事業	<u>こども家庭庁長官が認めた額</u>	保育士等キャリアアップ研修事業に必要な報酬、給料(会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金(負担金、補助金) (ただし、「保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱」の4(2)に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。)	1 / 2

以下略

別紙様式第1 (略)

別紙様式第2 (略)

別紙様式第1 (略)

別紙様式第2 (略)

別表1(別紙様式第2関係)

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金所要額調書

(都道府県・市町村名)

区分	事業名	総事業費 A	寄付金その他 の収入予定額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	国庫補助金本額 G	国庫補助所要額 H 1/2
児童の発達向上・ 人材確保等研修事 業	子育て支援員研修事業								
	保育の質の向上のための研修等事業								
	保育士等キャリアアップ研修事業 (直接補助事業分)							※1	
	保育士等キャリアアップ研修事業 (間接補助事業分)								※2
	新規卒業者の確保、就業継続支援事業								
	多様な保育研修事業 (直接補助事業分)								
	多様な保育研修事業 (間接補助事業分)							※1	※2
	放課後児童支援員等研修事業								
	ファミリー・サポート・センター事業アドバイ ザー・提供会員研修事業								
	認可外の居宅訪問型保育研修事業 (直接補助事業分)								※1
認可外の居宅訪問型保育研修事業 (間接補助事業分)									
小計								※1	※2
児童館における健 全育成活動等開発 事業	児童館における健全育成活動等開発事業								
合計									

(記載上の注意)

- 白欄には、ことも家庭庁長官が必要と認められた額を記入すること。
- F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- G欄にはF欄の同額を記入すること。
- H欄には、G欄の額に1/2を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- 保育士等キャリアアップ研修事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の5-3により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 多様な保育研修事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の5-3により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 認可外の居宅訪問型保育研修事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の8-3により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

別紙様式第2-別表1

別表1(別紙様式第2関係)

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金所要額調書

(都道府県・市町村名)

区分	事業名	総事業費 A	寄付金その他 の収入予定額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	国庫補助金本額 G	国庫補助所要額 H 1/2
児童の発達向上・ 人材確保等研修事 業	子育て支援員研修事業								
	保育の質の向上のための研修等事業								
	保育士等キャリアアップ研修事業 (直接補助事業分)								
	保育士等キャリアアップ研修事業 (間接補助事業分)							※1	※2
	新規卒業者の確保、就業継続支援事業								
	多様な保育研修事業 (直接補助事業分)								
	多様な保育研修事業 (間接補助事業分)							※1	※2
	放課後児童支援員等研修事業								
	ファミリー・サポート・センター事業アドバイ ザー・提供会員研修事業								
	認可外の居宅訪問型保育研修事業 (直接補助事業分)								※1
認可外の居宅訪問型保育研修事業 (間接補助事業分)									
小計								※1	※2
児童館における健 全育成活動等開発 事業	児童館における健全育成活動等開発事業								
合計									

(記載上の注意)

- 白欄には、ことも家庭庁長官が必要と認められた額を記入すること。
- F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- G欄にはF欄の同額を記入すること。
- H欄には、G欄の額に1/2を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- 保育士等キャリアアップ研修事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の5-3により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 多様な保育研修事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の5-3により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 認可外の居宅訪問型保育研修事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の8-3により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 新規卒業者の確保、就業継続支援事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の3-5により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 多様な保育研修事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の5-3により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 認可外の居宅訪問型保育研修事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の8-3により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

別紙様式第2-別表1

別紙様式第2関係

2-1. 保育の質の向上のための研修事業

(都道府県・市町村名)

No	研修実施事業者(所)名 ①	研修開催場所 ②	直営・委託 の別 ③	研修名 ④	開催 (予定) 回数 ⑤	研修受講 (予定)者数 ⑥	対象経費の支出予定額		
							計 ⑦ 円	研修会開催 経費 ⑧ 円	その他 ⑨ 円
1						人	円	円	円
2									
3									
4									
5									
合計						人	円	円	円

<記載上の注意>

- ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ③欄は、参加費の負担のみであれば「-」を記載すること。
- ④欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ⑥欄は、研修受講(予定)者の**実人員数**を記載すること。
- ⑦欄は、⑧、⑨欄の額の合計となること。

別紙様式第2-別表2(2-1)

別表2(別紙様式第2関係)

2-1. 保育の質の向上のための研修事業

(都道府県・市町村名)

No	研修実施事業者(所)名 ①	研修開催場所 ②	直営・委託 の別 ③	研修名 ④	開催 (予定) 回数 ⑤	研修受講 (予定)者数 ⑥	対象経費の支出予定額			⑩×11,000 円
							計 ⑦ 円	研修会開催 経費 ⑧ 円	その他 ⑨ 円	
1					回	人	円	円	円	
2										
3										
4										
5										
合計						回	人	円	円	円

<記載上の注意>

- ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ③欄は、参加費の負担のみであれば「-」を記載すること。
- ④欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ⑥欄は、研修受講(予定)者の**延べ人数**を記載すること。
- ⑦欄は、⑧、⑨欄の額の合計となること。
- ⑩欄は、**自動入力となるため記入しないこと。**

別紙様式第2-別表2(2-1)

別紙様式第2(別紙様式第2関係)

2-2. 保育士試験合格者に対する実技講習事業

(都道府県・市町村名) _____

No	講習実施事業者(所)名	講習開催場所	直営・委託 の別	開催 (予定) 回数	講習受講 (予定)者数	対象経費の支出予定額			
						計	講習会開催 経費	その他	
1	①	②	③	④	⑤ 人	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	
2									
3									
4									
5									
合計					回	人	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、講習を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ④欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ⑤欄は、講習受講(予定)者の**実人員数**を記載すること。
- ⑥欄は、⑦、⑧欄の額の合計とすること。

別紙様式第2-別表2(2-2)

別表2(別紙様式第2関係)

2-2. 保育士試験合格者に対する実技講習事業

(都道府県・市町村名) _____

No	講習実施事業者(所)名	講習開催場所	直営・委託 の別	開催(予定) 回数	講習受講 (予定)者数	対象経費の支出予定額			⑨ ⑤×19,000円
						計	講習会開催 経費	その他	
1	①	②	③	④	⑤ 人	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨
2									
3									
4									
5									
合計					回	人	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、講習を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ④欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ⑤欄は、講習受講(予定)者の**延べ人数**を記載すること。
- ⑥欄は、⑦、⑧欄の額の合計とすること。
- ⑨欄は、**自動入力のため記入しないこと。**

別紙様式第2-別表2(2-2)

別紙様式第2(別紙様式第2関係)

2-3. 保育実習指導者に対する講習事業

(都道府県・市町村名)

No	講習実施事業者(所)名	講習開催場所	直営・委託 の別	開催 (予定) 回数	講習受講 (予定)者数	対象経費の支出予定額			
						計	講習会開催 経費	その他	
1	①	②	③	④	⑤ 人	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	
2									
3									
4									
5									
合計					回	人	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、講習を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ④欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ⑤欄は、講習受講(予定)者の**実人員数**を記載すること。
- ⑥欄は、⑦、⑧欄の額の合計となること。

別紙様式第2-別表2(2-3)

別表2(別紙様式第2関係)

2-3. 保育実習指導者に対する講習事業

(都道府県・市町村名)

No	講習実施事業者(所)名	講習開催場所	直営・委託 の別	開催 (予定) 回数	講習受講 (予定)者数	対象経費の支出予定額			⑨ ⑤×19,000円
						計	講習会開催 経費	その他	
1	①	②	③	④	⑤ 人	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨
2									
3									
4									
5									
合計					回	人	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、講習を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ④欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ⑤欄は、講習受講(予定)者の**延べ人数**を記載すること。
- ⑥欄は、⑦、⑧欄の額の合計となること。
- ⑨欄は、**自動入力となるため、記入しないこと。**

別紙様式第2-別表2(2-3)

別表2(別紙様式第2関係)

3-1. 保育士等キャリアアップ研修事業(直接補助事業分)(総括表)

(都道府県・市町村名)

No	研修実施事業者(所)名	研修開催場所	運営・委託 の別	研修名	開催 (予定) 回数	研修受講 (予定)者数	対象経費の支出予定額		
							計	研修会開催 経費	その他
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2									
3									
4									
5									
合計						人	円	円	円

<記載上の注意>

- ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ③欄は、参加費の負担のみであれば「-」を記載すること。
- ⑤欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ⑥欄は、研修受講(予定)者の**妻人員数**を記載すること。
- ⑦欄は、⑧、⑨欄の額の合計となること。
⑦欄の合計額も、別表1のD欄と一致していること。

別紙様式第2-別表2(3-1総括表)

別表2(別紙様式第2関係)

3-1. 保育士等キャリアアップ研修事業(直接補助事業分)(総括表)

(都道府県・市町村名)

No	研修実施事業者(所)名	研修開催場所	運営・委託 の別	研修名	開催 (予定) 回数	研修受講 (予定)者数	対象経費の支出予定額			基準額 ⑩×14,000円
							計	研修会開催 経費	その他	
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2										
3										
4										
5										
合計						人	円	円	円	円

<記載上の注意>

- ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ③欄は、参加費の負担のみであれば「-」を記載すること。
- ⑤欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ⑥欄は、研修受講(予定)者の**延べ人数**を記載すること。
- ⑦欄は、⑧、⑨欄の額の合計となること。
⑦欄の合計額も、別表1のD欄と一致していること。
- ⑩欄は、**自動入力となるため、記入しないこと。**

別紙様式第2-別表2(3-1総括表)

別紙様式第2関係)

3-3. 保育士等キャリアアップ研修事業(間接補助事業分)(総括表)

(都道府県・市町村名)

No	間接補助事業者名	研修実施事業者(所)名	研修開催場所	運営・委託 の別	研修名	開催 (予定) 回数	研修受講 (予定)者数	対象経費の支出予定額		
								計	研修会開催 経費	その他
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2										
3										
4										
5										
合計								加所		

(記載上の注意)

- ①欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ②欄は、参加費の負担のみであれば「-」を記載すること。
- ③欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ④欄は、研修受講(予定)者の**実人員数**を記載すること。
- ⑤欄は、⑥、⑦欄の額の合計とすること。

別紙様式第2-別表2 (3-3総括表)

別紙様式第2-別表2 (3-3総括表) (略)

表2(別紙様式第2関係)

3-3. 保育士等キャリアアップ研修事業(間接補助事業分)(総括表)

(都道府県・市町村名)

No	間接補助事業者名	研修実施事業者(所)名	研修開催場所	運営・委託 の別	研修名	開催 (予定) 回数	研修受講 (予定)者数	対象経費の支出予定額			⑩ ⑦×14,000円
								計	研修会開催 経費	その他	
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
2											
3											
4											
5											
合計											

(記載上の注意)

- ①欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ②欄は、参加費の負担のみであれば「-」を記載すること。
- ③欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ④欄は、研修受講(予定)者の**延べ人数**を記載すること。
- ⑤欄は、⑥、⑦欄の額の合計とすること。
- ⑥欄は、**自動入力**となるため、**記入しないこと。**

別紙様式第2-別表2 (3-3総括表)

別紙様式第2-別表2 (3-3総括表) (略)

別表2(引紙様式第2関係)

3-5. 保育士等キャリアアップ研修事業(間接補助事業分) 国庫補助金所要額明細書

(都道府県・市町村名)

No	間接補助事業者名	従事業費 A 円	寄付金その他 の収入額 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費の支 出予定額 D 円	基準額 E 円	選定額 F 円	(F×1/2) G	都道府県補助 額 H	国庫補助基本 額 I 円※1	国庫補助所要 額 J 円
1											
2											
3											
4											
5											
合計										円※1	円※2

<記載上の注意>

1. E欄には、**子ども家庭庁長官が必要と認められた額を記入すること。**
2. F欄には、C欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
3. G欄には、F欄の合計額に1/2を乗じた額を記入すること。
4. H欄には、G欄とI欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
5. J欄には、H欄と同額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

別紙様式第2-別表2 (3-5所要額)

別表2(引紙様式第2関係)

3-5. 保育士等キャリアアップ研修事業(間接補助事業分) 国庫補助金所要額明細書

(都道府県・市町村名)

No	間接補助事業者名	従事業費 A 円	寄付金その他 の収入額 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費の支 出予定額 D 円	基準額 E	選定額 F	(F×1/2) G	都道府県補助 額 H	国庫補助基本 額 I 円※1	国庫補助所要 額 J 円
1											
2											
3											
4											
5											
合計										円※1	円※2

<記載上の注意>

1. E欄には、**別表2の3-3に示し算出した基準額を記入すること。**
2. F欄には、C欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
3. G欄には、F欄の合計額に1/2を乗じた額を記入すること。
4. H欄には、G欄とI欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
5. J欄には、H欄と同額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

別紙様式第2-別表2 (3-5所要額)

別紙様式第2-別表2 (4.総括表)

4. 新規卒業者の確保、就業継続支援事業 (総括表)

(都道府県・市町村名)

No	研修実施事業者(所)名 ①	研修開催場所 ②	直営・委託 の別 ③	研修名 ④	開催 (予定) 回数 ⑤	研修受講 (予定)者数 ⑥	対象経費の支出予定額			
							計 ⑦ 円	研修会開催 経費 ⑧ 円	その他 ⑨ 円	
1										
2										
3										
4										
5										
合計							人	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ①欄は、「人材確保の取組」、「就業継続支援研修」、「再就職支援研修等」の別を記載すること。
- ⑤欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ⑥欄は、研修受講(予定)者の**実人員数**を記載すること。
- ⑦欄は、⑧、⑨欄の額の合計となること。
⑦欄の合計額は、別表1のD欄と一致していること。

別紙様式第2-別表2 (4.総括表)

別表2(別紙様式第2関係)

4. 新規卒業者の確保、就業継続支援事業 (総括表)

(都道府県・市町村名)

No	研修実施事業者(所)名 ①	研修開催場所 ②	直営・委託 の別 ③	研修名 ④	開催 (予定) 回数 ⑤	研修受講 (予定)者数 ⑥ 人	対象経費の支出予定額			基準額 ⑩ 円	
							計 ⑦ 円	研修会開催 経費 ⑧ 円	その他 ⑨ 円		
1											
2											
3											
4											
5											
合計							回	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ①欄は、「人材確保の取組」、「就業継続支援研修」、「再就職支援研修等」の別を記載すること。
- ⑤欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ⑥欄は、研修受講(予定)者**又は就職説明会の参加(予定)者の延べ人数**を記載すること。
- ⑦欄の合計額は、別表1のD欄と一致していること。
- ⑩欄は、**交付要綱別表に規定する基準額**を記載すること。

別紙様式第2-別表2 (4.総括表)

別紙様式第2-別表2-5-1-1 ~ 2-10 (略)

別紙様式第3 (略)

別紙様式第3・4内訳書 (略)

別紙様式第4~6 (略)

別紙様式第2-別表2-5-1-1 ~ 2-10 (略)

別紙様式第3 (略)

別紙様式第3・4内訳書 (略)

別紙様式第4~6 (略)

別表1(別紙様式第5関係)

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金変更所要額調書

注) 別表2は、別紙様式2別表2を適用すること

(都道府県・市町村名)

区分	事業名	総事業費 A	交付金その他 の収入予定額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	決定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要 額 H	既交付決定額 I	差引追加 交付(一部取 消)所要額 J
子どもの質の向上・ 人材確保等研修事 業	子育て支援員研修 事業								1/2		
	保育の質の向上のための研修等事業							※1			
	保育士等キャリアアップ研修事業 (直接補助事業分)										
	保育士等キャリアアップ研修事業 (間接補助事業分)										
	新規卒業者の確保、就業継続支援事業										
	多様な保育研修事業 (直接補助事業分)										
	多様な保育研修事業 (間接補助事業分)							※1			
	放課後児童支援員等研修事業										
	ファミリー・サポート・センター事業アソシア サー・提供委員研修事業										
	認可外の居宅訪問型保育研修事業 (直接補助事業分)										
認可外の居宅訪問型保育研修事業 (間接補助事業分)								※1		※2	
児童館における健 全育成活動等開発 事業	児童館における健全育成活動等開発事業										
小計											
合計											

(記載上の注意)

- 1 E欄には、子ども家庭庁長官が必要と認められた額を記入すること。
- 2 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3 G欄には、G欄の額に1/2を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- 4 H欄には、G欄の額に1/2を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- 5 保育士等キャリアアップ研修事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の3-5により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 6 多様な保育研修事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の3-5により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 7 認可外の居宅訪問型保育研修事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の5-9により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

別紙様式第6-別表1

別紙様式第7 (略)

別紙様式第7・8内訳表 (略)

別紙様式8 ~ 10 (略)

別表1(別紙様式第6関係)

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金変更所要額調書

注) 別表2は、別紙様式2別表2を適用すること

(都道府県・市町村名)

区分	事業名	総事業費 A	交付金その他 の収入予定額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	決定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要 額 H	既交付決定額 I	差引追加 交付(一部取 消)所要額 J
子育て支援員研修 事業	子育て支援員研修事業								1/2		
	保育の質の向上のための研修等事業										
	保育士等キャリアアップ研修事業 (直接補助事業分)										
	保育士等キャリアアップ研修事業 (間接補助事業分)										
	新規卒業者の確保、就業継続支援事業										
	多様な保育研修事業 (直接補助事業分)										
	多様な保育研修事業 (間接補助事業分)										
	放課後児童支援員等研修事業										
	ファミリー・サポート・センター事業アソシア サー・提供委員研修事業										
	認可外の居宅訪問型保育研修事業 (直接補助事業分)										
認可外の居宅訪問型保育研修事業 (間接補助事業分)								※1		※2	
児童館における健 全育成活動等開発 事業	児童館における健全育成活動等開発事業										
小計											
合計											

(記載上の注意)

- 1 E欄には、子ども家庭庁長官が必要と認められた額を記入すること。
- 2 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3 G欄には、F欄の同額を記入すること。
- 4 H欄には、G欄の額に1/2を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- 5 保育士等キャリアアップ研修事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の3-5により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 6 多様な保育研修事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の3-5により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 7 保育士等キャリアアップ研修事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の3-5により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 8 新規卒業者の確保、就業継続支援事業のE欄には、別表2の4により算出した基準額を記入すること。
- 9 多様な保育研修事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の5-9により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 10 認可外の居宅訪問型保育研修事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の8-9により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

別紙様式第6-別表1

別紙様式第7 (略)

別紙様式第7・8内訳表 (略)

別紙様式8 ~ 10 (略)

別表1(別紙様式第10関係)

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金精算書
(都道府県・市町村名)

区分	事業名	検算対象	案件数 その他の納入額	差引額 (A-B)	対象経費の 発生額	基準額	決定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所定額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	差引 不足額 (J-H)				
区	分	事	業	名	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	
子育て支援員研 修事業	子育て支援員研修事業											1/2				
職員の見習い 上・人材確保等 研修事業	保育の質の向上のための研修等事業 保育士等キャリアアップ研修事業 〔直接補助事業分〕 保育士等キャリアアップ研修事業 〔間接補助事業分〕 新規卒業者の確保、就業継続支援事業 多様な保育研修事業 〔直接補助事業分〕 多様な保育研修事業 〔間接補助事業分〕 効果的児童支援支援員等研修事業 ファミリーサポートセンター事業アドバイ ザー・提供委員研修事業 認可外の居宅訪問型保育研修事業 〔直接補助事業分〕 認可外の居宅訪問型保育研修事業 〔間接補助事業分〕															
児童館における機 能充実等関係等 関係等関係等 関係等	児童館における健全育成活動等関係事業															
小	計															
合	計															

(記載上の注記)

- E欄には、本通知に定める基準額又はことも家庭庁長官が必要と認められた額を記入すること。
- F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- G欄にはF欄の同額を記入すること。
- H欄には、G欄の額に1/2を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
- 保育士等キャリアアップ研修事業〔間接補助事業分〕のG欄及びH欄には、別表2の5-5により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 多様な保育研修事業〔間接補助事業分〕のG欄及びH欄には、別表2の5-3により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 認可外の居宅訪問型保育研修事業〔間接補助事業分〕のG欄及びH欄には、別表2の5-3により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

別紙様式第10-別表1-1

別表1(別紙様式第10関係)

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金精算書

(都道府県・市町村名)

区分	事業名	検算対象	案件数 その他の納入額	差引額 (A-B)	対象経費の 発生額	基準額	決定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所定額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	差引 不足額 (J-H)			
区	分	事	業	名	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
子育て支援員研 修事業	子育て支援員研修事業											1/2			
職員の見習い 上・人材確保等 研修事業	保育の質の向上のための研修等事業 保育士等キャリアアップ研修事業 〔直接補助事業分〕 保育士等キャリアアップ研修事業 〔間接補助事業分〕 新規卒業者の確保、就業継続支援事業 多様な保育研修事業 〔直接補助事業分〕 多様な保育研修事業 〔間接補助事業分〕 効果的児童支援支援員等研修事業 ファミリーサポートセンター事業アドバイ ザー・提供委員研修事業 認可外の居宅訪問型保育研修事業 〔直接補助事業分〕 認可外の居宅訪問型保育研修事業 〔間接補助事業分〕														
児童館における機 能充実等関係等 関係等関係等 関係等	児童館における健全育成活動等関係事業														
小	計														
合	計														

(記載上の注記)

- E欄には、本通知に定める基準額又はことも家庭庁長官が必要と認められた額を記入すること。
- F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- G欄にはF欄の同額を記入すること。
- H欄には、G欄の額に1/2を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
- 保育の質の向上のための研修等事業のE欄には、別表2の3-1に比し算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 保育士等キャリアアップ研修事業〔間接補助事業分〕のG欄及びH欄には、別表2の3-5により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 新規卒業者の確保、就業継続支援事業のE欄には、別表2の4-1に比し算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 多様な保育研修事業〔間接補助事業分〕のG欄及びH欄には、別表2の5-3により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 認可外の居宅訪問型保育研修事業〔間接補助事業分〕のG欄及びH欄には、別表2の5-3により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

別紙様式第10-別表1-1

別表2(別紙様式第10関係)

2-1. 保育の質の向上のための研修事業

(都道府県・市町村名)

No	研修実施事業者(所)名 ①	研修開催場所 ②	直営・委託 の別 ③	研修名 ④	開催 回数 ⑤	研修受講 者数 ⑥	対象経費の実支出額		
							計 ⑦ 円	研修会開催 経費 ⑧ 円	その他 ⑨ 円
1									
2									
3									
4									
5									
	合計				回	人	円	円	円

(記載上の注意)

- ① ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ③欄は、参加費の負担のみであれば「-」を記載すること。
- ④欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ⑤欄は、研修受講者の**実人員数**を記載すること。
- ⑦欄は、⑧、⑨欄の額の合計となること。

別紙様式第10-別表2-1 ~ 別表2-2-1 (略)

別紙様式第10-別表2-2 (2-1)

別表2(別紙様式第10関係)

2-1. 保育の質の向上のための研修事業

(都道府県・市町村名)

No	研修実施事業者(所)名 ①	研修開催場所 ②	直営・委託 の別 ③	研修名 ④	開催 回数 ⑤	研修受講 者数 ⑥	対象経費の実支出額			基準額 ⑩×11,000 円
							計 ⑦ 円	研修会開催 経費 ⑧ 円	その他 ⑨ 円	
1						人	円	円	円	
2										
3										
4										
5										
	合計				回	人	円	円	円	円

(記載上の注意)

- ① ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ③欄は、参加費の負担のみであれば「-」を記載すること。
- ④欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ⑤欄は、研修受講者の**延べ人数**を記載すること。
- ⑦欄は、⑧、⑨欄の額の合計となること。
- ⑩欄は、**自動入力**のため、**記入しないこと。**

別紙様式第10-別表2-1 ~ 別表2-2-1 (略)

別紙様式第10-別表2-2 (2-1)

別紙様式第10-別表2(2-2)

No	講習実施事業者(所)名	講習開催場所	直営・委託 の別	開催 回数	講習受講 者数	対象経費の実支出額				
						計	講習会開催 経費	その他		
1	①	②	③	④	⑤	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円		
2										
3										
4										
5										
合計						回	人	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、講習を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ④欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ⑤欄は、講習受講(予定)者の**実人員数**を記載すること。
- ⑥欄は、⑦、⑧欄の額の合計とすること。

別表2(別紙様式第10関係)
2-2. 保育士試験合格者に対する実技講習事業

(都道府県・市町村名)

別紙様式第10-別表2(2-2)

No	講習実施事業者(所)名	講習開催場所	直営・委託 の別	開催 回数	講習受講 者数	対象経費の実支出額			基準額 ⑤×19,000円 ⑧	
						計	講習会開催 経費	その他		
1	①	②	③	④	⑤	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨	
2										
3										
4										
5										
合計						回	人	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、講習を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ④欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ⑤欄は、研修受講者の**延べ人数**を記載すること。
- ⑥欄は、⑦、⑧欄の額の合計とすること。
- ⑨欄は、**自動入力**となるため、**記入しないこと。**

別表2(別紙様式第10関係)

2-2. 保育士試験合格者に対する実技講習事業

(都道府県・市町村名)

別表2(別紙様式第10関係)

2-3. 保育実習指導者に対する講習事業

(都道府県・市町村名)

No	講習実施事業者(所)名	講習開催場所	直営・委託 の別	開催 回数	講習受講 者数	対象経費の実支出額			
						計	講習会開催 経費	その他	
1	①	②	③	④ 回	⑤ 人	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	
2									
3									
4									
5									
合計					回	人	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、講習を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ④欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ⑤欄は、講習受講者の**実人員数**を記載すること。
- ⑥欄は、⑦、⑧欄の額の合計となること。

別紙様式第10-別表2(2-2)(個票)(略)

別紙様式第10-別表2(2-3)

別表2(別紙様式第10関係)

2-3. 保育実習指導者に対する講習事業

(都道府県・市町村名)

No	講習実施事業者(所)名	講習開催場所	直営・委託 の別	開催 回数	講習受講 者数	対象経費の実支出額			基準額 ⑨×19,000 円
						計	講習会開催 経費	その他	
1	①	②	③	④ 回	⑤ 人	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨
2									
3									
4									
5									
合計					回	人	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、講習を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ④欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ⑤欄は、研修受講者の**延べ人数**を記載すること。
- ⑥欄は、⑦、⑧欄の額の合計となること。
- ⑨欄は、**自動入力となるため記入しないこと。**

別紙様式第10-別表2(2-2)(個票)(略)

別紙様式第10-別表2(2-3)

別表2(別紙様式第10関係)

3-1. 保育士等キャリアアップ研修事業(直接補助事業分)(総括表)

(都道府県・市町村名)

No	研修実施事業者(所)名	研修開催場所	直営・委託 の別	研修名	開催 回数	研修受講 者数	対象経費の実支出額		
							計	研修会開催 経費	その他
1	①	②	③	④	⑤ 回	⑥ 人	⑦ 円	⑧ 円	⑨ 円
2									
3									
4									
5									
	合計	か所			回	人	円	円	円

<記載上の注意>

- ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ③欄は、参加費の負担のみであれば「-」を記載すること。
- ⑤欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ⑥欄は、研修受講者の**本人員数**を記載すること。
- ⑦欄は、⑧、⑨欄の額の合計と一致すること。

⑦欄の合計額は、別表1のD欄と一致していること。

別紙様式第10-別表2(2-3)(個票)(略)

別紙様式第10-別表2(3-1総括表)

別表2(別紙様式第10関係)

3-1. 保育士等キャリアアップ研修事業(直接補助事業分)(総括表)

(都道府県・市町村名)

No	研修実施事業者(所)名	研修開催場所	直営・委託 の別	研修名	開催 回数	研修受講 者数	対象経費の実支出額			基準額 ⑩×14,000円
							計	研修会開催 経費	その他	
1	①	②	③	④	⑤ 回	⑥ 人	⑦ 円	⑧ 円	⑨ 円	⑩
2										
3										
4										
5										
	合計				回	人	円	円	円	円

<記載上の注意>

- ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ③欄は、参加費の負担のみであれば「-」を記載すること。
- ⑤欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ⑥欄は、研修受講者の**延べ人数**を記載すること。
- ⑦欄は、⑧、⑨欄の額の合計と一致すること。
- ⑩欄は、**自動入力**のため、**記入しないこと**。

別紙様式第10-別表2(2-3)(個票)(略)

別紙様式第10-別表2(3-1総括表)

別表2(別紙様式第10関係)

3-3. 保育士等キャリアアップ研修事業(間接補助事業分)(総括表)

(都道府県・市町村名)

No	間接補助事業者名	研修実施事業者(所)名	研修開催場所	直営・委託 の別	研修名	開催 回数	研修受講 者数	対象経費の実支出額			
								計	研修会開催 経費	その他	
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦人	⑧円	⑨円	⑩円	
2											
3											
4											
5											
合計							回	人	円	円	円

(記載上の注意)

- ③欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ④欄は、参加費の負担のみであれば「-」を記載すること。
- ⑤欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ⑦欄は、研修受講者の**本人員数**を記載すること。
- ⑧欄は、⑨、⑩欄の額の合計となること。

別紙様式第10-別表2(3-2総括表)(略)

別紙様式第10-別表2(3-3総括表)

別表2(別紙様式第10関係)

3-3. 保育士等キャリアアップ研修事業(間接補助事業分)(総括表)

(都道府県・市町村名)

No	間接補助事業者名	研修実施事業者(所)名	研修開催場所	直営・委託 の別	研修名	開催 回数	研修受講 者数	対象経費の実支出額			基準額 ⑦×14,000 円
								計	研修会開催 経費	その他	
1	①	②	③	④	⑤	⑥回	⑦人	⑧円	⑨円	⑩円	⑪円
2											
3											
4											
5											
合計							回	人	円	円	円

(記載上の注意)

- ③欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ④欄は、参加費の負担のみであれば「-」を記載すること。
- ⑤欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ⑦欄は、研修受講者の**延べ人数**を記載すること。
- ⑧欄は、⑨、⑩欄の額の合計となること。
- ⑪欄は、**自動入力**となるため、**記入しないこと。**

別紙様式第10-別表2(3-2総括表)(略)

別紙様式第10-別表2(3-3総括表)

別紙様式第 10-表 2 (3-5 所要額)

No	間接補助事業者名	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入額 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費の実 支出額 D 円	基準額 E 円	選定額 F 円	(F×1/2) G 円	都道府県補助 額 H 円	国庫補助基本 額 I 円※1	国庫補助所要 額 J 円
1											
2											
3											
4											
5											
合計								円	円	円※1	円※2

(記載上の注意)

1. E欄には、**子ども家庭庁長官が必要と認めた額を記入すること。**
2. F欄には、C欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
3. G欄には、F欄の合計額に1/2を乗じた額を記入すること。
4. H欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
5. J欄には、H欄と同額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

別紙様式第 10-表 2 (3-5 所要額)

No	間接補助事業者名	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入額 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費の実 支出額 D 円	基準額 E 円	選定額 F 円	(F×1/2) G 円	都道府県補助 額 H 円	国庫補助基本 額 I 円※1	国庫補助所要 額 J 円
1				円							
2											
3											
4											
5											
合計				円	円	円	円	円	円	円※1	円※2

(記載上の注意)

1. E欄には、**別表2の3-3により算定した基準額を記入すること。**
2. F欄には、C欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
3. G欄には、F欄の合計額に1/2を乗じた額を記入すること。
4. H欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
5. J欄には、H欄と同額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

別表2(別紙様式第10関係)

3-5. 保育士等キャリアアップ研修事業(間接補助事業分) 国庫補助金所要額明細書

(都道府県・市町村名)

別表2 (別紙様式第10関係)

4. 新規卒業者の確保、就業継続支援事業 (総括表)

(都道府県・市町村名)

No	研修実施事業者(所)名	研修開催場所	直営・委託 ①別	研修名	開催 回数	研修受講 者数	対象経費の実支出額			
							計 ⑦ 円	研修会開催 経費 ⑧ 円	その他 ⑨ 円	
1	①	②	③	④	⑤ 回	⑥ 人				
2										
3										
4										
5										
合計						回	人	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ①欄は、「人材確保の取組」、「就業継続支援研修」、「再就職支援研修等」の別を記載すること。
- ⑤欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ⑥欄は、研修受講者の**実人員数**を記載すること。
- ⑦欄は、⑧、⑨欄の額の合計と一致すること。
⑦欄の合計額は、別表1のD欄と一致していること。

別紙様式第10-別表2 (4. 総括表)

別表2 (別紙様式第10関係)

4. 新規卒業者の確保、就業継続支援事業 (総括表)

(都道府県・市町村名)

No	研修実施事業者(所)名	研修開催場所	直営・委託 の別	研修名	開催 回数	研修受講 者数	対象経費の実支出額			基準額 ⑩ 円
							計 ⑦ 円	研修会開催 経費 ⑧ 円	その他 ⑨ 円	
1	①	②	③	④	⑤ 回	⑥ 人				
2										
3										
4										
5										
合計						回	人	円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ①欄は、「人材確保の取組」、「就業継続支援研修」、「再就職支援研修等」の別を記載すること。
- ⑤欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ⑥欄は、研修受講**又は就職説明会の参加者**の**延べ人数**を記載すること。
- ⑦欄は、⑧、⑨欄の額の合計と一致すること。
⑦欄の合計額は、別表1のD欄と一致していること。
- ⑩欄は、交付要綱別表に規定する**基準額**を記載すること。

別紙様式第10-別表2 (4. 総括表)

別紙様式第 10-別表 2 (4. 個表) ~ 2-10 (個票) (略)

別紙様式第 11 ~ 14 (略)

別紙様式第 10-別表 2 (4. 個表) ~ 2-10 (個票) (略)

別紙様式第 11 ~ 14 (略)

「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業実施要綱」
 新旧対照表（案）（成育基盤企画課分抜粋）

【参考】I-3. 保育士キャリアアップ研修事業等の単価の設定について（p.7）

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">こ成事第350号 令和6年3月30日 第一次改正 こ成事第438号 令和6年4月26日 <u>第二次改正 こ成事第※※号</u> <u>令和※年※月※日</u></p> <p>各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p style="text-align: center;">こども家庭庁成育局長 （公印省略）</p> <p style="text-align: center;">職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について</p> <p>子ども・子育て支援の推進に当たって、子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連3法に基づき、質の高い保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供することとしているが、その提供に当たっては、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うことが重要である。このため、下記のとおり、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施し、令和6年4月1日より適用することとしたので通知する。</p> <p>については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、本通知の適用に伴い、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の種類</p> <p>(1) 保育の質の向上のための研修等事業</p> <p>(2) 保育士等キャリアアップ研修事業</p> <p>(3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業</p> <p>(4) 多様な保育研修事業</p>	<p style="text-align: right;">令和6年3月30日 第一次改正 こ成事第438号 令和6年4月26日</p> <p>各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p style="text-align: center;">こども家庭庁成育局長 （公印省略）</p> <p style="text-align: center;">職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について</p> <p>子ども・子育て支援の推進に当たって、子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連3法に基づき、質の高い保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供することとしているが、その提供に当たっては、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うことが重要である。このため、下記のとおり、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施し、令和6年4月1日より適用することとしたので通知する。</p> <p>については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、本通知の適用に伴い、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の種類</p> <p>(1) 保育の質の向上のための研修等事業</p> <p>(2) 保育士等キャリアアップ研修事業</p> <p>(3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業</p> <p>(4) 多様な保育研修事業</p> <p>(5) 放課後児童支援員等研修事業</p>

- (5) 放課後児童支援員等研修事業
- (6) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・提供会員研修事業
- (7) 認可外の居宅訪問型保育研修事業

2 事業の実施

事業の実施に当たっては、次によること。

- (1) 保育の質の向上のための研修等事業実施要綱（別添1）
- (2) 保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱（別添2）
- (3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要綱（別添3）
- (4) 多様な保育研修事業実施要綱（別添4）
- (5) 放課後児童支援員等研修事業実施要綱（別添5）
- (6) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・提供会員研修事業実施要綱（別添6）
- (7) 認可外の居宅訪問型保育研修事業実施要綱（別添7）

別添1、2 （略）

別添3

新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要綱

1 趣旨・目的

保育士の人材確保を図るため、指定保育士養成施設の学生や保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設等（以下「保育所等」という。）に勤務していない保育士資格を有する者（以下「潜在保育士」という。）に対し、就職促進のための研修等を実施することにより、保育人材を安定的に確保し、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 （略）

3 事業の内容

保育士の人材確保を図るため、次の（1）～（3）の取組に要する費用の一部を補助する。

- (1) 指定保育士養成施設の学生に対する就職説明会
- (2) 保育所等の経営者・管理者や保育士に対する就業継続支援研修
- (3) 潜在保育士の再就職を支援する研修

4 実施要件等

(1) 指定保育士養成施設の学生を対象とした人材確保の取組

① 対象者

指定保育士養成施設の在学学生

② 実施内容

- (6) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・提供会員研修事業
- (7) 認可外の居宅訪問型保育研修事業

2 事業の実施

事業の実施に当たっては、次によること。

- (1) 保育の質の向上のための研修等事業実施要綱（別添1）
- (2) 保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱（別添2）
- (3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要綱（別添3）
- (4) 多様な保育研修事業実施要綱（別添4）
- (5) 放課後児童支援員等研修事業実施要綱（別添5）
- (6) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・提供会員研修事業実施要綱（別添6）
- (7) 認可外の居宅訪問型保育研修事業実施要綱（別添7）

別添1、2 （略）

別添3

新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要綱

1 趣旨・目的

保育士の人材確保を図るため、指定保育士養成施設の学生^等や保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設等（以下「保育所等」という。）に勤務していない保育士資格を有する者（以下「潜在保育士」という。）に対し、就職促進のための研修等を実施することにより、保育人材を安定的に確保し、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 （略）

3 事業の内容

保育士の人材確保を図るため、次の（1）～（3）の取組に要する費用の一部を補助する。

- (1) 指定保育士養成施設の学生^等に対する就職説明会
- (2) 保育所等の経営者・管理者や保育士に対する就業継続支援研修
- (3) 潜在保育士の再就職を支援する研修

4 実施要件等

(1) 指定保育士養成施設の学生^等を対象とした人材確保の取組

① 対象者

ア 指定保育士養成施設の在学学生

イ 指定保育士養成施設の就職担当者等、保育士の人材確保に携わる職員

ウ 高校生 など

② 実施内容

- ・ 指定保育士養成施設の在学学生に対する就職説明会
- ・ 指定保育士養成施設の在学学生と保育所に勤務する保育士との交流会

(2)、(3) (略)

5～7 (略)

以下略

- ・ 指定保育士養成施設の在学学生に対する就職説明会
- ・ 指定保育士養成施設の在学学生と保育所に勤務する保育士との交流会
- ・ 指定保育士養成施設の就職担当者に対する、求人情報収集等の研修
- ・ 高校等を訪問し保育の仕事の魅力を伝達 など

(2)、(3) (略)

5～7 (略)

以下略

事務連絡
令和7年3月7日

各 都道府県民生主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

高等学校卒業保育従事者による保育士試験の見込み受験の手続について

国家戦略特区諮問会議決定（令和6年12月24日）において、高校卒業保育従事者による保育士試験受験時期の早期化について、一般制度化のために必要な措置を講ずることとされたことを踏まえ、このたび、「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号）（別紙2）「保育士試験受験資格認定基準」（以下「認定基準」という。）を改正し、都道府県知事が児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の9第4号の認定を行うことにより、高等学校卒業相当の者が、児童福祉施設等において、認定基準に定める従事期間、児童等の保護又は援護に従事することが見込まれる場合についても、保育士試験の受験資格を得ることができるよう制度改正を検討しております。

ついては、認定基準の2に該当する高等学校卒業保育従事者による保育士試験の見込み受験者（以下「受験者」という。）による保育士試験の受験に係る手続きについて、以下のとおり取り扱うこととしますので、本事業の適正かつ円滑な実施についてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 見込み受験の要件

(1) 受験生が保育士試験を受験しようとする都道府県が、認定基準の2に該当するものについて、児童福祉法施行規則第6条の9第4号の認定を行う都道府県であること。

なお、都道府県が当該認定を行うにあたっては、以下のとおり、受験資格認定証等の交付事務や従事期間のご確認、要件を満たす見込みがあることの判断を行っていただくこととなるが、地域の受験者のニーズ等を踏まえて当該認定を行うかどうかについてはご判断いただきたい。

(2) 保育士試験の試験実施月から、1年以内に従事期間（2年以上かつ2,880時間以上）を満たす見込みがあること。

なお、試験実施月とは筆記試験の1日目の実施月とすること（以下同じ）。

○前期試験（試験実施月：4月） 翌年3月末まで

○後期試験（試験実施月：10月） 翌年9月末まで

(3) 受験申請時点で、申請受付開始日の前月までの従事期間を勘案し、試験実施月から

1年以内に従事期間を満たす見込みであること。

<例：筆記試験実施月が4月で、申請受付開始日が1月中である場合>

・9か月以上の従事期間であること

(2年(24か月)－15か月(受験申請(1月)の月から翌年3月まで))

・概ね1,080時間程度の従事期間があり、かつ、試験実施月から1年以内に2,880時間以上の従事期間を満たす見込みがあること。

(2,880時間－1,800時間(2,880時間×15か月÷24か月))

※ 従事期間の時間数については、受験申請時には短時間の勤務である場合でも、翌年度以降、フルタイムでの勤務に変更予定であるなどの事情を勘案し、試験実施月から1年以内に従事期間を満たすことが見込まれると都道府県が判断する場合は、申請時点で1,080時間に達していなくても見込み受験を認めることは可能。

2 見込み受験(1回目)の手続

(1) 受験申請時

- ・受験者が勤務先施設における従事期間の証明書を取得し、別途都道府県が定める日までに受験する都道府県に提出
- ・受験する都道府県により、従事期間を満たす見込みであることを証明(9か月以上かつ概ね1,080時間以上の従事期間があること)し、見込受験資格認定証を交付
- ・受験者が見込受験資格認定証の写しを受験申請書とともに試験事務センターに提出

(2) 従事期間を満たした時点

- ・受験者が試験実施月から1年以内に勤務先施設における従事期間を満たしたことの証明書を取得し、見込受験資格認定証を交付した都道府県に提出(従事期間を満たしてから原則1か月以内)
- ・見込受験資格認定証を交付した都道府県により、受験資格を満たすことを証明(試験実施月から1年以内に、2年以上かつ2,880時間以上の従事期間を満たしたこと)し、受験資格認定証※を交付。
- ・受験者が受験資格認定証の写しを試験事務センターに提出

※従事期間を満たしたことを証明する受験資格認定証については、2年以上かつ2,880時間以上の従事期間を満たした年月を記載すること。

3 見込み受験の試験実施月から1年経過した以降、次の試験を受験する場合の手続

- (1) 見込み受験の試験実施月から1年経過した以降、次の試験の受験申請を行った時点で2年以上かつ2,880時間以上の従事期間を満たしていない場合は、2の見込み受験の際と同じ手続きが必要となる。
- (2) 見込み受験の試験実施月から1年以内に、従事期間を満たすことができたこと又はできなかったことの報告がない場合は、試験実施月から1年経過した以降に受験申請を行う試験は受験できないものとする。

4 従事期間を満たせなかった場合

(1) 退職や休職等の事情により、試験実施までに1年以上の従事期間又は試験実施月から1年以内に2年以上かつ2,880時間以上の従事期間を満たす見込みがなくなった場合、受験者は、速やかにその旨を見込受験資格認定証を交付した都道府県に報告すること。報告を受けた都道府県は、当該受験者の氏名、生年月日及び受験票等に記載された管理IDを控え、本件を試験事務センターに報告すること。

(2) 2（1回目）の試験実施月から1年以内（前期試験（4月）受験の場合は翌年3月末まで）に、2年以上かつ2,880時間以上の従事期間を満たせなかった場合、2（1回目）で受験した科目の仮合格は無効となる。

ただし、当該受験者が、2（1回目）の試験の結果が無効となったことが判明する以前に2回目以降の試験を受験していた場合でも、2（1回目）の試験結果が無効となったことをもって、2回目以降で受験した科目の仮合格を無効とはしない。

2回目以降の試験で受験した科目の仮合格は、当該試験の実施月から1年以内に2年以上かつ2,880時間以上の従事期間を満たせなかった場合、それぞれ無効となる。

5 その他

見込み受験をした者が、2年以上かつ2,880時間以上の従事期間を満たせないまま、他の都道府県が実施する試験に受験申請する場合

(1) 改めて受験申請を行う都道府県に対して、2の見込み受験の際と同じ手続きが必要となる。

(2) 勤務先施設における従事期間を満たしたことの証明書は、従事期間を満たしてから1か月以内に、(1)の見込受験資格認定証を交付した都道府県に提出すること。

6 見込み受験を希望する受験者が都道府県に提出する書類

受験者は以下の書類を都道府県に提出すること。

(1) 受験申請時

- ・受験資格認定申請書※
- ・高等学校の卒業証明書
- ・勤務証明書（証明日から概ね3か月以内のもの）

※証明書類と氏名が異なる場合は戸籍抄本等

(2) 従事期間を満たした時点

- ・勤務先施設における従事期間を満たしたことの証明書

(本件についての問合せ先)

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

保育士対策係

電 話：03-6861-0058

メールアドレス：seiikukiban.hoikushitaisaku@cfa.go.jp

○ 「保育士試験の実施について（案）」新旧対照表（下線部：変更箇所）

改正後 案		改正前	
	雇児発第 1201002 号 平成 15 年 12 月 1 日		雇児発第 1201002 号 平成 15 年 12 月 1 日
<一部改正>	雇児発第 0331011 号 平成 16 年 3 月 31 日	<一部改正>	雇児発第 0331011 号 平成 16 年 3 月 31 日
<一部改正>	雇児発第 0324005 号 平成 17 年 3 月 24 日	<一部改正>	雇児発第 0324005 号 平成 17 年 3 月 24 日
<一部改正>	雇児発第 0331016 号 平成 18 年 3 月 31 日	<一部改正>	雇児発第 0331016 号 平成 18 年 3 月 31 日
<一部改正>	雇児発第 0227004 号 平成 21 年 2 月 27 日	<一部改正>	雇児発第 0227004 号 平成 21 年 2 月 27 日
<一部改正>	雇児発 1009 第 1 号 平成 21 年 10 月 9 日	<一部改正>	雇児発 1009 第 1 号 平成 21 年 10 月 9 日
<一部改正>	雇児発 1112 第 1 号 平成 22 年 11 月 12 日	<一部改正>	雇児発 1112 第 1 号 平成 22 年 11 月 12 日
<一部改正>	雇児発 0330 第 14 号 平成 24 年 3 月 30 日	<一部改正>	雇児発 0330 第 14 号 平成 24 年 3 月 30 日
<一部改正>	雇児発 0808 第 1 号 平成 25 年 8 月 8 日	<一部改正>	雇児発 0808 第 1 号 平成 25 年 8 月 8 日
<一部改正>	雇児発 0331 第 23 号 平成 26 年 3 月 31 日	<一部改正>	雇児発 0331 第 23 号 平成 26 年 3 月 31 日
<一部改正>	雇児発 0312 第 11 号 平成 27 年 3 月 12 日	<一部改正>	雇児発 0312 第 11 号 平成 27 年 3 月 12 日
<一部改正>	雇児発 1225 第 5 号 平成 27 年 12 月 25 日	<一部改正>	雇児発 1225 第 5 号 平成 27 年 12 月 25 日
<一部改正>	子発 0115 第 11 号	<一部改正>	子発 0115 第 11 号

平成 30 年 1 月 15 日
<一部改正> 子 発 0427 第 4 号
平成 30 年 4 月 27 日
<一部改正> 子 発 0904 第 7 号
令和元年 9 月 4 日
<一部改正> こ 成 基 第 1 8 8 号
令和 6 年 9 月 2 7 日
<一部改正> こ 成 基 第 ※ 号
令和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

保育士試験の実施について

保育士試験については、かねてより御配慮をいただいているところであるが、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 13 年法律第 135 号）等によって整備された保育士関係規定が施行されたことに伴い保育士試験の実施基準を定めたので下記の事項に御留意のうえ、その適正な実施に特段の御配慮をお願いしているところ。

先般、保育を取り巻く社会情勢の変化、保育所保育指針の改定等を踏まえ、「児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域

平成 30 年 1 月 15 日
<一部改正> 子 発 0427 第 4 号
平成 30 年 4 月 27 日
<一部改正> 子 発 0904 第 7 号
令和元年 9 月 4 日
<一部改正> こ 成 基 第 1 8 8 号
令和 6 年 9 月 2 7 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

保育士試験の実施について

保育士試験については、かねてより御配慮をいただいているところであるが、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 13 年法律第 135 号）等によって整備された保育士関係規定が施行されたことに伴い保育士試験の実施基準を定めたので下記の事項に御留意のうえ、その適正な実施に特段の御配慮をお願いしているところ。

先般、保育を取り巻く社会情勢の変化、保育所保育指針の改定等を踏まえ、「児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域

法施行規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第64号)及び「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第216号)」において、指定保育士養成施設の修業教科目(保育士養成課程)及び保育士試験の筆記試験科目の一部について、所要の改正を行ったところであり、本通知において当該改正に伴う保育士試験を行うに当たっての実務的な改正を行い、令和2年度からの保育士試験の実施について定めたところ。

今般、「児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき子ども家庭庁長官が定める基準及び内閣府の所管する子ども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき子ども家庭庁長官が定める基準の一部を改正する告示」(令和6年子ども家庭庁告示第14号)が公示され、令和6年9月27日より適用となり、保育士資格取得のための特例期間が延長となったため、ご留意のうえ、適正な実施に特段のご配慮をお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1～8 略

(別表1、2) 略

法施行規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第64号)及び「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第216号)」において、指定保育士養成施設の修業教科目(保育士養成課程)及び保育士試験の筆記試験科目の一部について、所要の改正を行ったところであり、本通知において当該改正に伴う保育士試験を行うに当たっての実務的な改正を行い、令和2年度からの保育士試験の実施について定めたところ。

今般、「児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき子ども家庭庁長官が定める基準及び内閣府の所管する子ども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき子ども家庭庁長官が定める基準の一部を改正する告示」(令和6年子ども家庭庁告示第14号)が公示され、令和6年9月27日より適用となり、保育士資格取得のための特例期間が延長となったため、ご留意のうえ、適正な実施に特段のご配慮をお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1～8 略

(別表1、2) 略

(別紙1) 略

(別紙2)

保育士試験受験資格認定基準

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者について、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の9第4号の認定を行うものとする。

(注) 法令等の改正により、根拠規定が変更になっている場合でも、これまで対象となっていた施設・事業に従事していた期間は、引き続き従事期間として算定して差し支えない。

1 (1) ~ (14) 略

(別紙1) 略

(別紙2)

保育士試験受験資格認定基準

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者について、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の9第4号の認定を行うものとする。

(注) 法令等の改正により、根拠規定が変更になっている場合でも、これまで対象となっていた施設・事業に従事していた期間は、引き続き従事期間として算定して差し支えない。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる施設等において、2年以上かつ2,880時間以上児童等の保護又は援護に従事した者
 - (1) 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園）
 - (2) 幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚園を含む））
 - (3) 家庭的保育事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業）
 - (4) 小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業）

- (5) 居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業）
- (6) 事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業）
- (7) 放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業）
- (8) 一時預かり事業（法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業）
- (9) 離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育）を実施する施設
- (10) 小規模住居型児童養育事業（法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業）
- (11) 障害児通所支援事業（法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（保育所訪問支援事業を除く））
- (12) 一時保護施設（法第12条の4に規定する一時保護施設）
- (13) 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等
 - ア 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設）
 - イ 指定障害福祉サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業者の事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る））
- (14) 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの

- ア 法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設
- イ アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
- ウ 児童福祉法施行規則第 49 条の 2 第 3 号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設
- エ 国、都道府県又は市町村が設置する法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設

(新設)

- 2 1 に掲げる施設等において 5 年以上かつ 7,200 時間以上児童等の保護又は援護に従事した者
- 3 前各号及び昭和 63 年 5 月 28 日厚生省告示第 163 号に定める者に準ずる者であって、都道府県知事が適当と認めた者

(新設)

2 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下 (1) 及び (2) いずれにも該当する者

- (1) 試験実施までに、児童福祉施設及び 1 に掲げる施設等において、1 年以上児童等の保護又は援護に従事している者
- (2) 試験の実施から 1 年以内に、児童福祉施設及び 1 に掲げる施設等において、2 年以上かつ 2,880 時間以上児童等の保護又は援護に従事することが見込まれる者

- 3 1 に掲げる施設等において 5 年以上かつ 7,200 時間以上児童等の保護又は援護に従事した者
- 4 前各号及び昭和 63 年 5 月 28 日厚生省告示第 163 号に定める者に準ずる者であって、都道府県知事が適当と認めた者

(留意事項)

2 に掲げる基準を満たしている旨の確認については、以下の点に留意すること。

ア 2(2)の基準については、申請時点での従事期間を申告させ、以後も同様に勤務を行えば、試験の実施から1年以内に2年以上かつ2,880時間以上という従事期間の要件を満たすものであるか、確認を行うこと。

イ 従事期間の確認を行うにあたっては、当該受験希望者の勤務状況や、勤務する施設等の運営方針によって従事時間の見込みは変動するものであることから、これらの要因も踏まえた確認を行うこと。

ウ この取り扱いについて、試験の実施までに、従事期間が1年に満たなかった場合や試験の実施から1年以内に従事期間が2年以上又は2,880時間以上に満たなかった場合は、受験資格がなかったものとして当該試験の結果は無効になること。

(別紙3) 略

(別添) 略

(別紙3) 略

(別添) 略

事務連絡
令和6年7月19日

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } } 保育主管部(局) 御中

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

労働者派遣事業により派遣される保育士の受け入れに係る
保育士特定登録取消者管理システムでの取り扱いについて

保育制度の円滑な運用につきまして、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般、労働者派遣事業により派遣される保育士を対象施設等において受け入れる場合の児童福祉法第18条の20の4に基づく保育士特定登録取消者管理システム（以下、「データベース」とします。）の活用に係る取り扱いについて、下記のとおり考え方を整理しました。

また、「保育士特定登録取消者管理システムにかかるFAQ」についても、この点を含め、データベースの運用開始を踏まえた内容の更新を行いました。

各都道府県・指定都市においては、関係各課に展開のうえ、市町村に周知するとともに、必要に応じて市区町村を経由し、本事務連絡を施設等に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡及びFAQについては関係自治体及び対象施設等における取扱いのみとしていただき、それ以外への共有やウェブページへのアップロードは行わないようご注意ください。

記

問 派遣会社（以下「派遣元事業主」という。）により派遣された保育士を保育所等のデータベース活用対象施設等で受け入れる場合、当該保育士についてデータベースで確認してよいでしょうか。

答 派遣労働者として受け入れる保育士については、児童福祉法第18条の20の4に規定するデータベースの活用の主体となる「保育士を任命し、又は雇用する者」の適用に関し、派遣先である対象施設等が雇用したものとして取り扱うこととしますので、派遣労働者として受け入れる保育士について、派遣先である対象施設等においてデータベースによる確認を行ってください。

その際、確認を行うのは、労働者派遣契約の締結後、派遣元事業主から派遣先で

ある対象施設等に対して派遣労働者の氏名等を通知した後となります。ただし、データベースの照会に必要な氏名及び生年月日の情報のうち、生年月日については当該通知に含まれません。そのため、労働者派遣契約の締結後又は派遣元事業主からの派遣労働者の氏名等の通知後に、派遣元事業主を経由して、派遣労働者として受け入れる保育士に対して、データベースの照会に当たって必要となる生年月日の情報を派遣先である対象施設等に提供することを求める等の連絡を三者間で行うことが考えられます。この場合、派遣先である対象施設等は、若年者に限ることとすること等派遣労働者を特定することを目的とするものではなく、あくまでもデータベースの照会に当たって必要な情報として、派遣労働者として受け入れる保育士の生年月日の情報を取得するものであるため、このことをもって労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第26条第6項において禁止される特定目的行為に該当することにはなりません。

問 保育士の派遣元事業主はデータベース活用対象施設に含まれますか。

答 データベースの活用対象施設については、「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(令和5年3月27日発子発0327第5号厚生労働省こども家庭局長通知)(最終改正:令和6年3月29日)において「保育士を置くこと等が法令等により明らかであり、かつ、自治体による指導監督権限が及ぶ」施設等としており、派遣元事業主については、この要件に当てはまらないことから、対象施設には含みません。

問 派遣元事業主により派遣された保育士がデータベースによる確認により、児童生徒性暴力等により保育士登録が取り消された事実があった場合、そのことを理由として、派遣労働者として受け入れる保育士の交代又は労働者派遣契約自体を解消することは可能でしょうか。

答 児童生徒性暴力等により保育士登録が取り消された事実は、派遣労働者が業務を遂行するための適格性を有しないものとして、派遣元事業主に対し、派遣労働者として受け入れる保育士の交代を依頼する合理的な理由になるものと考えられます。

なお、児童生徒性暴力等により保育士登録が取り消された事実は、労働者派遣法第27条において禁止される契約の解除の理由に該当しないため、当該事実を理由として労働者派遣契約自体の解消を行うことも可能であると考えられますが、まずは、上記の派遣労働者として受け入れる保育士の交代又は派遣労働者として受け入れる保育士が従事する業務の変更を派遣元事業主に依頼することが望ましいと考えられます。

担当：こども家庭庁成育局
成育基盤企画課
保育士対策係